

# 1 川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例

【危機管理本部（市議会総務委員会発議）】

〔平成 23年 3月24日〕  
〔 条 例 第 1 2 号 〕

（目的）

**第1条** この条例は、避難所として定められた施設について、市民の避難所における生活に資するための機能の整備を推進するとともに、避難所の管理運営に関し、市、避難所運営会議及び市民の責務を定めることにより、避難所の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2） 避難所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、川崎市地域防災計画に定めるところにより開設される避難所をいう。
- （3） 避難所運営会議 避難所の管理運営を行うため、自主防災組織、施設管理者等により構成される組織で、避難所として定められた施設ごとにあらかじめ設けられたものをいう。

（市の責務）

**第3条** 市は、避難所として定められた施設について、市民の避難所における生活に資するための機能の整備に努めるものとする。

2 市は、避難所の円滑な管理運営を図るため、避難所運営会議と連携して、前項の施設の利用及び活用が行われるよう努めるものとする。

（避難所運営会議の責務）

**第4条** 避難所運営会議は、訓練その他避難所の開設に備えた活動を積極的に実施し、避難所の管理運営が円滑に行われるよう努めるものとする。

（市民の責務）

**第5条** 市民は、避難所の管理運営が円滑に行われるよう、自発的に災害に備えた活動に参加するとともに、避難所の管理運営に積極的に協力するよう努めるものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 川崎市市民地震防災デー実施要綱【危機管理本部】

(趣旨)

- 1 この要綱は、広く市民の間に地震防災についてその関心と理解を深めるための市民地震防災デーの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施事項)

- 2 市、市民及び事業者は、次の表に例示する地震防災に関する事項を、原則として毎月 15 日の市民地震防災デーに行うものとする。

実施者		実施事項
市		(1) 防災訓練 (2) 防災集会 (3) 防災教育
市民	家庭	(1) 火の元の総点検 (2) 家具類の転倒防止等の総点検 (3) 非常持出品等の総点検 (4) 家庭防災会議の実施
	自主防災組織	(1) 役割分担の再確認 (2) 防災資器材の点検及び整備 (3) 初期消火、情報伝達、避難等の訓練の実施
事業者		(1) 火気使用施設等の総点検 (2) 設備、器具類等の転倒又は落下防止の総点検 (3) 危険物等の安全管理に関する総点検 (4) 避難体制の再確認 (5) 初期消火、情報伝達、避難等の訓練の実施 (6) 従業員に対する地震対策教育

(広報)

- 3 市は、市民地震防災デーの実施について必要な広報活動を行うものとする。

(委任)

- 4 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 大規模な災害に備え、自主防災組織を中心とした市全域の自主防災体制の充実、強化を目的として、川崎市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、日頃からの啓発活動や訓練、連絡調整等、全市の自主防災体制の強化に資する活動を自主・自立的に行うものとする。

(協議事項及び活動)

第2条 協議会の協議事項及び活動は、主に市全域又は複数の区に関わる事項を対象とし、次に掲げるものとする。

(1) 各区の自主防災組織連絡協議会（以下「区協議会」という。）、市（区役所含む。）、その他団体との連絡調整に関すること。

(2) 地震等に対する災害対策に関すること。

(3) 災害発生時における情報収集伝達対策に関すること。

(4) 防災意識の啓発に関すること。

(5) 防災訓練の実施に関すること。

(6) 自主防災組織の防災資器材の調整に関すること。

(7) その他必要な事項

(構成)

第3条 この協議会は、98名以内の理事で構成する。

2 前項の理事は、区協議会役員のうちから、区協議会毎に14名以内を選出し、これを充てる。

(役員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 7名以内

(3) 会計 1名

(4) 会計監査 2名

(5) 常任理事 11名以内

2 役員は、理事の互選による。ただし、任期中に役員欠員が生じた時は、役員会で選出し、直近の総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第5条 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、これを代行する。

3 会計は、協議会の会計事務をつかさどる。

4 会計監査は、協議会の会計事務を監査する。

5 常任理事は、役員会において、会務に必要な事項を審議する。

6 会長は、必要があると認めた時は、理事以外の者を協議会へ参加させ意見を聞くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 会務を円滑に行うため、会長は役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(会議)

第8条 この協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 前項の会議は、会長が招集し、議長となる。

3 総会及び役員会は、それぞれ構成する理事又は役員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議における議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

5 第1項に掲げる会議において、やむを得ない理由のため出席できない理事又は役員は、総会にあってはその理事が属する区協議会の他の構成員、役員会にあってはその役員が属する区協議会から選出された理事の中から、それぞれ代理出席させることができる。

6 第1項に掲げる会議において、やむを得ない理由のため出席できない理事又は役員は、総会にあっては会長又はその理事が属する区協議会の他の理事、役員会にあってはその役員が属する区協議会から選出された役員に、それぞれあらかじめ書面をもって議事の表決について委任することができる。

7 前2項の規定により代理出席又は委任があったときは、第3項及び第4項の適用については、理事又は役員が出席し、及び議事の表決を行ったものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、危機管理本部危機対策部に置く。

2 事務局長は、危機管理本部危機対策部長とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議会において定める。

附 則

この要綱は平成9年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

#### 4 川崎市自主防災組織育成指導要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び川崎市地域防災計画に基づき、川崎市が行う自主防災組織の育成に関する指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震若しくは風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織した町内会・自治会等をいう。
- (3) 推進機関 危機管理本部をいう。
- (4) 実施機関 区役所、消防局及び上下水道局をいう。

(認定基準)

第3条 自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 住民組織を単位として結成された組織
  - イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、地域を分割し、又は2以上の住民組織を統合して結成された組織で区長が認めたもの
- (2) 別表第1に例示する組織を編成し、かつ、別表第2に例示する役割分担に基づいて活動する組織であること。
- (3) 市長へ届け出たもの。

(育成方針)

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(業務)

第5条 推進機関及び実施機関が行う自主防災組織の育成に関する業務は、別表第3のとおりとする。

- 2 推進機関及び実施機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに相互に協力しなければならない。

(結成の指導)

第6条 自主防災組織の結成に係る指導は、住民組織との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

- 2 前項の指導により、自主防災組織の結成をみたときは、自主防災組織結成届出書（第1号様式）を提出するよう、当該組織に対し指導するものとする。

(活動の指導)

第7条 自主防災組織の活動に係る指導は、その実効を期すため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう努めるものとする。

(台帳)

第8条 危機管理本部及び区役所は、自主防災組織台帳（第2号様式）を備えて置くものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則  
(施行期日)

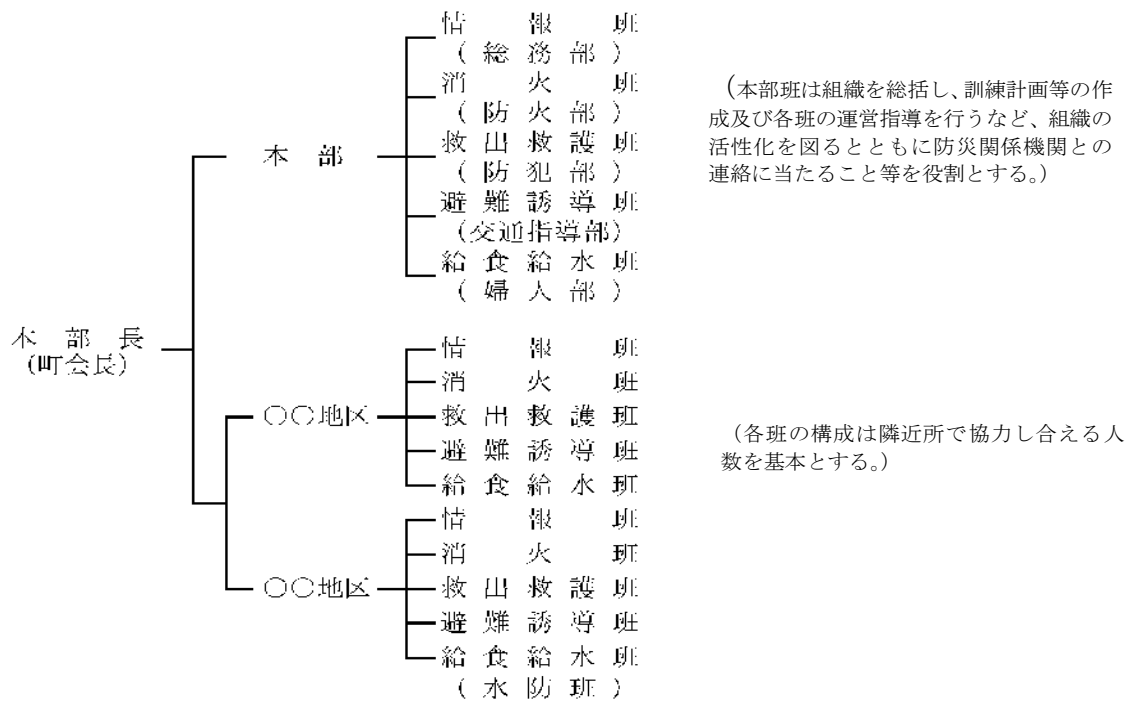
- 1 この要綱は、昭和 58 年 4 月 15 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の適用日前において、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱（昭和 52 年 7 月 1 日施行）により補助金を受け、資器材を整備している組織にあつては、第 3 条第 3 号に規定する市長への届出があつたものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 川総危第 1 4 7 7 号）  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 川総危第 1 4 0 7 号）  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 3 川総危第 1 8 0 1 号）  
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 自主防災組織編成例



備 考

- 1 住民組織の機構（活動分野）の 1 つとして自主防災組織を位置づけることが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。
- 2 この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情（例えば、水害のおそれのある地域では、水防班を置くなど）に応じて編成することが望ましい。
- 3 本部組織中のカッコ内は、既存の町内会等の機構をそのまま活用した場合の編成例である。

別表第2 自主防災組織の役割例

活動の考え方	平常時の活動	災害時の活動
班構成	<p>各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により区域内の住民の防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う。</p>	<p>災害の実態に応じた活動態勢をとる。例えば火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。このような方法で全班が協力して災害に対処する。</p>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する知識の普及</li> <li>○講演会の開催</li> <li>○情報の収集・伝達用器材の準備と管理</li> <li>○情報の収集・伝達訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報の収集と伝達</li> <li>○防災機関に対する災害状況の通報</li> <li>○避難勧告等の伝達</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火気使用設備器具等の点検</li> <li>○石油類の管理状況の点検</li> <li>○消火用器材の準備と管理</li> <li>○初期消火訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火活動</li> <li>○地震時における出火防止の呼びかけ</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急手当の知識の普及</li> <li>○負傷者等の救出と応急手当用器材の準備と管理</li> <li>○応急手当等の訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路・避難場所の周知と現状の把握</li> <li>○災害時要援護者の把握</li> <li>○避難誘導用器材の準備と管理</li> <li>○非常持出品の準備と普及</li> <li>○避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な避難場所の指示</li> <li>○避難行動を促すための説得</li> <li>○災害時要援護者の避難と手助け</li> <li>○避難誘導</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炊飯用具等の準備と管理</li> <li>○炊出し訓練の実施</li> <li>○給水訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急物資・応急給水等の実施</li> <li>○炊出し等の給食活動</li> <li>○給水活動</li> </ul>
その他地域の実情に応じ必要とされる班	<p>例えば、水害のおそれのある地区では水防班、がけ崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。</p>	



別表第3

- 1 推進機関及び実施機関の共通の業務
  - (1) 防災集会の講師の派遣
  - (2) 映画及び資料等の貸出し
  - (3) 防災情報及び資料の提供
  - (4) 自主防災組織の育成に関する助言等
- 2 推進機関及び実施機関の個別の業務

機関名	業務
危機管理本部	(1) 自主防災組織の育成に係る企画・立案及び助成に関すること
区役所	(1) 自主防災組織及び他の実施機関との連絡調整 (2) 自主防災組織の結成及び防災集会等に係る指導 (3) 助成に関すること (4) 情報の収集・伝達訓練 (5) 避難訓練 (6) 救護訓練 (7) 給食（炊出し等）訓練 (8) 水防訓練
消防局 (消防署)	(1) 防災訓練及び防災集会等に係る指導 (2) 初期消火訓練 (3) 救出訓練
上下水道局	(1) 応急給水訓練 (2) 組立・給水研修

備考

個別の業務に掲げた業務以外の訓練等を行う必要がある場合は、その内容に応じて区役所の調整により担当機関を決定するものとする。

## 5 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 地域社会を災害から守るためには、その地域住民が自らのいのちとくらしを自らの力で守るという考えに立って行動しなければならない。市は、災害から住民を守るための諸対策の推進とあわせて住民の自主性を助長し、災害対策活動において両者一体の実をあげるための呼びかけを行ってきた。

この要綱は、これらの基本理念を踏まえ、川崎市自主防災組織育成指導要綱（57川土防第575号）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるように、平常時における組織活動を促進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 活動助成金の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(交付の対象とする活動)

第3条 活動助成金の交付の対象とする自主防災組織の活動の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災訓練

- ア 消火訓練
- イ 救出救助訓練
- ウ 救命・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 情報収集・伝達訓練
- カ 給食・給水訓練
- キ 避難所設営・運営訓練
- ク 災害図上訓練
- ケ その他市長が適当と認めたもの

(2) 防災知識の啓発活動

- ア 防災に関する資料の作成及び配布
- イ 防災に関する映像等の上映会
- ウ 防災講演会の実施
- エ 防災関連施設（防災センター等）の視察
- オ その他市長が適当と認めたもの

(交付基準)

第4条 自主防災組織に対する活動助成金は、次の表に掲げる活動の規模及び種別ごとに、当該各欄の金額を交付する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額		
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円	15,000円
50人以上 300人まで	24,000円	6,000円	30,000円
301人以上 500人まで	32,000円	8,000円	40,000円
501人以上	40,000円	10,000円	50,000円

2 自主防災組織が消防法（昭和23年7月24日 法律186号）第8条に規定する訓練を実施した場合は、以下の金額を交付する。

ただし、同法に規定する訓練のほか、第3条各号に掲げる活動を併せて実施した場合には、前項の規定を適用する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額（円）
20人以上	5,000

3 前各項の活動助成金は、次の表に掲げる金額を毎会計年度中に交付することのできる限度額とし、当該金額の範囲を超えることはできない。

自主防災組織の構成世帯数	限度額（円）
300世帯まで	30,000
301世帯以上 500世帯まで	40,000
501世帯以上	50,000

（交付申請）

第5条 活動助成金の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、第3条に規定する活動を実施したときは、自主防災組織活動助成金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる申請書は、特別の事情がある場合を除き、活動を実施した日から起算して1箇月以内に提出するものとする。

3 前項に規定する期日を越えて申請を行う場合には、遅延理由書（第3号様式）に必要事項を記載し、申請書と併せて提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により活動助成金の額を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成申請書を提出した自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）に通知する。

（交付）

第7条 活動助成金は、前条第1項による交付決定後、原則として、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

（返還）

第8条 市長は、申請者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に該当する場合は、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(使途)

第9条 自主防災組織は、交付を受けた活動助成金の使途を明確にしておかなければならない。

(確認)

第10条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月15日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱の規定による様式によってなした、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱第5条に基づく交付申請は、平成20年7月31日までの間に限り、有効とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1448号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

担任		
----	--	--

## 自主防災組織活動助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

次のとおり、自主防災組織の活動を実施しましたので、活動助成金の交付を申請します。

実 施 内 容	助成対象区分	実 施 内 容 (該当する項目をチェック)		
	防災訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 救出救助訓練 <input type="checkbox"/> 救命・救護訓練 <input type="checkbox"/> 避難・誘導訓練 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 給食・給水訓練 <input type="checkbox"/> 避難所設営・運営訓練 <input type="checkbox"/> 災害図上訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		
	防災知識の啓発活動	<input type="checkbox"/> 防災に関する資料の作成及び配布 <input type="checkbox"/> 防災に関する映像等の上映会 <input type="checkbox"/> 防災講演会 (ぼうさい出前講座) の実施 <input type="checkbox"/> 防災関連施設 (防災センター等) の視察 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		
実 施 日 時	年 月 日 ( 時 分 から 時 分まで)			
実 施 場 所				
自主防災組織の構成世帯数	世帯	参加人数	人	
申 請 額	円	既に助成を受けた額	円	
指導担当機関	<input type="checkbox"/> 危機管理本部 <input type="checkbox"/> 区役所 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。



担任		
----	--	--

# 遅 延 理 由 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 ( 役 職 ) \_\_\_\_\_ ( 氏 名 ) \_\_\_\_\_

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

次の理由により、自主防災組織活動助成金申請書の提出が遅延しました。

[ ]

## 6 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市自主防災組織育成指導要綱（昭和58年4月15日施行）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえに必要な防災資器材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 前条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(防災資器材)

第3条 補助金の交付対象となる防災資器材は、自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表に掲げるものとする。なお、別表に掲げている防災資器材であっても消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎会計年度中に自主防災組織が防災資器材の購入に要する費用の2分の1以下の額とする。

ただし、次の各号により算出した金額の合算額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 組織割（1自主防災組織につき） 300,000円
- (2) 世帯割（1世帯につき） 600円

2 次条第2項の規定による連名申請を行う場合における前項ただし書きの取扱いについては、連名申請を行う自主防災組織の数にかかわらず、同項第1号に掲げる額に、当該連名申請を行う各自主防災組織ごとに同項第2号により算出した額を加えた額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、予め、防災資器材購入補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 近隣の複数の自主防災組織が共同で使用する防災資器材について、連名で購入を計画し、補助金の交付を受けようとする場合は、連名で申請すること（以下「連名申請」という。）ができる。この場合、連名申請を行おうとする自主防災組織は、予め、当該申請の代表となる自主防災組織（以下「代表自主防災組織」という。）を定めるとともに、防災資器材購入補助金連名申請申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）に必要な事項を記載し、代表自主防災組織の代表者は、申請書と併せて申出書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防災資器材購入補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請書を提出した自主防災組織（連名申請の場合においては、代表自主防災組織以外の自主防災組織を含む。）の代表者（以下



「申請者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定したときは、防災資器材購入補助金不交付決定通知書(第4号様式)にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 連名申請の場合に、前項の取下げを行うときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 前2項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第2項の規定による通知があつた日から起算して14日以内に、防災資器材購入補助金交付申請取下届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、購入を予定する防災資器材の品目、数量又は金額に変更を生じたときは、防災資器材購入補助金交付変更申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、防災資器材の購入数量が減少した、又は値引き等で価格が減少したことにより、購入総額が減少した場合は、この限りではない。

2 連名申請の場合に、前項の変更が生じたときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付決定通知書により、変更後の補助金の額を申請者に通知するものとする。

(購入報告)

第9条 申請者は、防災資器材の購入を完了したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式。以下「購入報告書」という。)に必要事項を記載し、領収書(写)等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による購入報告書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資器材購入補助金交付額確定通知書(第8号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、購入報告書を提出した申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、自主防災組織が購入した防災資器材の検査を実施する。

(補助金の交付及び請求)

第11条 補助金は、前条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、申請者は、申請書に理由書を添付して提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、防災資器材購入補助金(概算)交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(返戻)

第12条 前条第1項ただし書の規定により概算払いによる補助金の交付を受けた申請者は、防災資器材購入報告書による購入額が、補助金交付決定時の購入予定額を下回った場合には、購入額に対する第4条の規定による補助金相当額と既に交付した補助金額との差額を返戻しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に規定する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資器材購入補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に補助金の交付を受けている自主防災組織に対しては、第4条の規定により算出した補助金の額から、既に交付した金額を差引いた額の範囲で補助金の交付を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月26日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

2 この要綱による改正後の川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30川総危第1307号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

防災資器材購入品目一覧表

分類	対象資器材	備考
1 消火用具類	①消火器	・詰め替えを除く。
	②消火器用格納箱	
	③水バケツ	
	④消火ホース (消防用ホース)	・水道用ホース等日用品の部類は除く。
	⑤消火ホース用ノズル	
	⑥屋外消火栓用器具	・消火栓開閉用器具 ・スタンドパイプ等のジョイント(媒介)器具類
	⑦消火ホースキット	・消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの。
	⑧その他	・その他災害時の消火に用いる用具
2 救出救助器具類	①のこぎり	・救助器具セット等を含む。
	②バール	
	③かけや	
	④つるはし	
	⑤スコップ	
	⑥手斧・なた	
	⑦ジャッキ	
	⑧カラビナ	
	⑨ロープ	
	⑩ウインチ	
	⑪ハンマー	
	⑫番線カッター	
	⑬はしご	
	⑭その他	・その他災害時の救出救助に用いる用具
3 救護用具	①救急箱	・医薬品(中身)のみの購入は除く。
	②担架	
	③車椅子	
	④AED	・据付用格納箱等を含む。
	⑤その他	・その他災害時の救護に用いる用具
4 防災被服類	①ヘルメット	
	②防災用被服	
	③腕章	
5 通信器具類	①トランシーバー	・免許を要する場合、免許申請等にかかる費用は除く。
	②携帯ラジオ	
	③メガホン類	
	④その他	・その他災害時の通信に用いる器具
6 防災倉庫類	①防災倉庫	・工事費用を除く。 ・整理棚は倉庫購入時のみ可能
	②防災用品保管庫	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
7 炊事器具類	①鍋・釜類	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②炊飯器具セット	
	③水タンク	
	④カセットコンロ	
8 その他	①テント	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②仮設トイレ	
	③防水シート	
	④懐中電灯	
	⑤リヤカー	
	⑥避難誘導棒	
	⑦毛布	
	⑧エレベータ用防災セット	・消耗品(中身)のみの購入は除く。 ・エレベータに設置するものに限る。
	⑨ボート	・荷物搬送用として使用するものに限る。 ・船外機の購入は除く。
	⑩カラーコーン	・重り等付属品も含む。
9 維持管理体制の	①発動発電機	

必要な資器材	②蓄電池	・個別使用・配布する物は除く
	③投光機	
	④コードリール	
	⑤チェーンソー	
	⑥エンジンカッター	
	⑦ろ水機・浄水機	
	⑧可搬型消火ポンプ	
	⑨排水ポンプ	
	⑩ガソリン携行缶	

- ※ 上表に掲げる資器材の維持管理に要する消耗品類は除く。
- ※ 補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、第3条に規定する用に供するもので、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- ※ 消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

担任		
----	--	--

第1号様式

## 防災資器材購入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) (氏名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

本年度において、次のとおり防災資器材の購入を計画しましたので、補助金の交付を申請します。なお、本件防災資器材は、消防法等関係法令に基づく設置義務のあるものではなく、自主防災活動に供するため購入するものです。

1 町内会・自治会等の名称 \_\_\_\_\_

2 自主防災組織の構成世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯

3 購入予定総額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助申請金額 \_\_\_\_\_ 円

- 5 添付書類
- 
- (1) 自主防災組織の編成表
- 
- (2) 防災資器材購入品目一覧表
- 
- (3) 見積書等(写)

6 本申請の連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

※ 他の自主防災組織と連名で申請を行う場合は、本申請書のほか、「防災資器材購入補助金連名申請申出書(第2号様式)」を併せて提出してください。

なお、連名申請の場合は、本様式には代表となる自主防災組織に係る情報を記入してください。

備考

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

## 防災資器材購入補助金 連名申請申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

連名申請に係る代表の  
自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) (氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申請いたしました防災資器材購入補助金の交付について、次のとおり連名での申請としたいので申し出ます。

(代表以外の自主防災組織)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

備考

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(継続用紙)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話



## 防災資器材購入補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金につきましては、川崎市自主防災組織資器材購入補助金要綱の規定に基づき、次の条件をつけて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付金額 円

連名申請の場合の内訳

2 上記1の額が申請書の補助申請金額と異なる場合はその理由

川崎市長

印

(補助金交付の条件)

- この補助金は、申請のあった防災資器材の購入のためにのみ使用すること。
- 防災資器材を購入したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式)を提出すること。
- 補助金を上記1以外の目的に使用したとき又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- その他 ( )

## 防災資器材購入補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の交付につきましては、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

川崎市長

印

交付しない理由

担任		
----	--	--

第5号様式

## 防災資器材購入補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市自主防災組織  
防災資器材購入補助金について、当該補助金の交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件の  
うち、次に掲げる事項について不服があるので、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第7  
条第2項に基づき補助金の申請を取り下げます。

不服のある交付の決定の内容又は交付の決定 に付された条件	理由

(連名申請の場 合に使用)  代表となる自主 防災組織以外の 自主防災組織の 確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

担任		
----	--	--

第6号様式

## 防災資器材購入補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

本年度において、次のとおり防災資器材の購入計画を変更しましたので、申請します。

品 目	変 更 前		変 更 後	
	数量	金 額	数量	金 額

(連名申請の場合に使用)  代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

担任		
----	--	--

第7号様式

## 防災資器材購入報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた防災資器材購入補助金について、次のとおり防災資器材を購入しましたので、領収書(写)等を添えて報告します。

品 目	数 量	金 額(円)	保管場所
合 計		円	

※ 領収書は、品目、数量及び金額が記載されたものを添付すること。領収書に品目、数量及び金額の記載がない場合は、それらが記載されている購入業者が発行した書類を添付すること。

(連名申請の場合に使用)  代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	





## 防災資器材購入補助金交付額確定通知書

川 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定した川崎市自主防災組織防災資器材  
購入補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交 付 確 定 金 額 \_\_\_\_\_ 円

連名申請の場合の内訳

川崎市長

印



担任		
----	--	--

第9号様式

## 防災資器材購入補助金（概算） 交付請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付で交付が決定されました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 補助金請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀 行							支 店
預 金 種 別	1 普通 2 当座		口座番号					
口 座 名 義 (受取人)	フリガナ							
	名 義							

3 委任状(請求人と受取人が違う場合は記入が必要となります。)

委任者 自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人に定め、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者 団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※振込先の通帳の写し(表紙と表紙裏面(カナ氏名・支店名等が記載されている面))を添付して下さい。  
 ※口座名義(受取人)は正確に記入して下さい。

## 7 川崎市防災資器材貸出要綱【危機管理本部危機対策部】

(目的)

第1条 この要綱は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体（以下「自主防災組織等」という。）に対して、市が所有する防災資器材を貸し出すことにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 防災資器材の貸出対象は、自主防災組織等が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に限るものとする。

(貸出対象資器材)

第3条 貸し出す防災資器材は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 投光器（バルーン型LED投光器を含む。）
- (3) 組立式仮設トイレ
- (4) その他市長が認めたもの

(貸出申請等)

第4条 防災資器材の貸出しを受けようとする自主防災組織等の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防災資器材の貸出しの予約を行わなければならない。ただし、予約が重複する場合は、先着順によるものとする。

- 2 申請者は、前項の予約を行った後、防災資器材利用申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。
- 3 前項の申請にあたっては、申請者は、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

(貸出決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、防災資器材を貸し出すものとする。

- 2 災害時及び公用又は公共用に供する必要があると認められるときは、貸出しを行わないこととする。

(貸出期間等)

第6条 防災資器材の貸出期間は、5日以内とする。

- 2 貸出し及び返却の場所及び時間は、各区役所危機管理担当が指定した場所及び時間とする。
- 3 市長は、防災資器材を借り受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防災資器材の貸出しを中止し、当該防災資器材を返却させることができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により、防災資器材の貸出しを受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 災害時及び公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(費用の負担)

第7条 防災資器材の貸出しは、無料とする。

(禁止事項等)

第8条 借受者は、当該防災資器材を貸出目的に反して使用し、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 市域以外での使用
- (2) 営利目的の使用
- (3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(防災資器材の返却)

第9条 借受者は、貸出しを受けた防災資器材に破損、異常等がないか確認し、第6条に規定する貸出期間内に、指定された場所に防災資器材使用報告書(様式第2号)を添えて返却しなければならない。

(資器材の破損等)

第10条 借受者は、防災資器材を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(免責)

第11条 市長は、防災資器材の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における防災資器材の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 8 災害用トイレの町内会等への貸付け要領【環境局収集計画課】

### 1 目的

川崎市が所有する災害用トイレ（以下「トイレ」という。）を川崎市内の町内会、自治会及び自主防災組織等（以下「町内会等」という。）へ貸付けし、町内会等が定期的にトイレの組立訓練をすることにより、災害時において迅速にトイレを組立て、適切に使用できることを目的とする。

### 2 貸付け条件

(1) トイレの貸付け希望がある町内会等は、次の条件を満たしているものとする。

ア 市内に存在する組織であること。

イ 市内に備蓄場所を所有していること。

(2) トイレの貸付け基数は、組織の構成人員100人につき1基とする。

### 3 申込方法

トイレの貸付けを希望する町内会等は、災害用トイレの貸付け申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）により、川崎市長に申し込むものとする。

### 4 貸付けの決定

川崎市長は、提出された申込書の内容について貸付け条件に基づき審査の上、適合していると判断した場合は、貸付けを決定する。

### 5 覚書の締結

川崎市長は、貸付けを決定した場合、町内会等代表者との間で、貸付けに関する覚書（別紙）を締結するものとする。

### 6 報告の義務

トイレの貸付けを受ける町内会等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げるとおりその内容を川崎市長あてに報告する。

(1) 組立訓練を実施した場合 災害用トイレ組立訓練結果報告書（第2号様式）

(2) 貸付決定していた備蓄場所を変更する場合 災害用トイレ備蓄場所等変更届出書（第3号様式）

(3) 破損等が発生した場合 文書

(4) 貸付け解除を希望する場合 文書

### 7 損害の負担

備蓄中に生じた破損等の損害については、市の負担とする。ただし、その損害の発生が町内会等の責に帰すべき事由の場合は、町内会等の負担とする。

### 8 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は市と町内会等で協議する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

2 「災害用仮設トイレの町内会等への貸付け・備蓄要領」（13川環収第723号、平成13年11月15日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要領の覚書は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

(適用範囲)

4 旧要領において締結された覚書についても、報告の義務は適用するものとする。

9 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例【建設緑政局河川課】

〔平成 26 年 6 月 23 日〕  
〔 条 例 第 2 9 号 〕

改正

平成27年 7 月 7 日条例第62号

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例  
(趣旨)

**第 1 条** この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(用途及び規模の基準)

**第 2 条** 水防法第15条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場又は倉庫とする。

2 水防法第15条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積が10,000平方メートル以上とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年 7 月 7 日条例第62号）

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第 1 条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 10 都市公園内における防災用資器材保管庫の設置許可基準

【建設緑政局みどりの管理課】

### 1 目的

この基準等は、市が管理する都市公園に、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）で定める公園施設のうち、同法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第8項で定める災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫（以下「防災用資器材保管庫」という。）を公園管理者以外の者が設置する場合における許可（以下「設置許可」という。）等に関する必要な事項を定め、都市公園の防災機能の向上及び適正な管理に資することを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 自主防災組織

川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条の規定により認められたものをいう。

#### (2) 都市公園

法第2条の二の規定により公告された都市公園をいう。

#### (3) 防災用資器材保管庫

自主防災組織が災害時などに活動する際、必要な資器材を収納するための保管庫をいう。

#### (4) 資器材

川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第3条に規定する防災用資器材をいう。

### 3 許可基準

(1) 自主防災組織が、災害時などにおける自主的な防災活動を推進するために設置するもので、他に設置する用地が確保できない場合に限る。

(2) 申請者は、法第5条第1項の規定に基づき、川崎市都市公園条例（昭和32年3月29日条例第6号。以下「条例」という。）第9条各号に掲げる事項を記載した申請書（「公園施設設置許可申請書」）を提出し、公園管理者の許可を得なければならない。

### 4 設置場所および構造等

(1) 公園利用者の利用上および公園管理上支障のない位置であること。

(2) 容易に倒壊することのないよう十分に固定し、公園利用者および公園管理上、支障のない構造とすること。

(3) 材質は原則として不燃性のものとする。

(4) 防災用資器材保管庫を設置する際の基準は次の表のとおりとし、かつ、公園機能を著しく阻害しない範囲とする。

項目	基準
1公園に設置できる 団体数・基数	公告面積が500㎡以上1,000㎡未満： 1団体・1基まで
	公告面積が1,000㎡以上： 2団体・各1基まで
1団体が設置できる 公園数・基数	2公園・各1基まで
1基当たりの防災用 資器材保管庫の面積	公告面積が500㎡以上1,000㎡未満： 概ね6.6㎡以内
	公告面積が1,000㎡以上： 概ね10㎡以内 ただし、1公園に2基設置する場合は、2基の合計面積が15㎡以内に収まるようにする
防災用資器材保管 庫の高さ	基礎を含め2.8m以下とし、平屋造りとする

(5) 防災用資器材保管庫を設置しようとする公園を管理している団体と、申請者が異なる場合は、事前に同意書（第1号様式）を得ること。

- (6) 防災用資器材保管庫には、団体名及び防災用資器材保管庫であることを明示すること。
- (7) (4) の規定にかかわらず、公園管理者と協議の上、真にやむを得ないと認められる場合については、これを超えて設置できるものとする。

#### 5 設置許可の期間

設置許可の期間は3年以内とし、これを更新する期間についても同様とする。

#### 6 使用料および手数料

許可にかかる使用料および手数料については、条例第21条第1項の規定により免除とする。

#### 7 その他

- (1) 都市公園として公告されていても、敷地が公園管理者以外の所有である場合は（個人借地、高速道路会社、上下水道局等）、事前に土地所有者と協議し承諾を得ること。
- (2) 公園管理者は、必要に応じて資器材の収納状況等を実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することがある。
- (3) その他、市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は条件に違反する行為が認められるときは、市は直ちに設置許可の取り消しをすることがある。

#### 附 則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

平成27年3月31日以前に設置されていた防災用資器材保管庫については、それを撤去し、他の防災用資器材保管庫に改める日より本基準の適用を受けるものとする。

## 1 1 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱【危機管理本部】

(総則)

第1条 市長は、地域における防災活動を強力に推進するため、市及び区の自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）の行う事業及び運営に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、川崎市地域防災活動促進助成金（以下、「助成金」という。）を協議会に交付する。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(助成事業)

第3条 助成金の対象となる協議会の行う事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所運営に関する会議、訓練、研修会、講習等に関すること。
- (2) 地域防災拠点（中学校）を中心とした防災活動に関すること。
- (3) 防災に関する資料を作成し、提供すること。
- (4) 市民まつり、区民祭等において、防災に関する啓発、周知をすること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた地域防災活動促進のための事業を行うこと。

(交付申請)

第4条 協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動促進事業計画書（第2号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書（第3号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書（第4号様式）

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、交付を決定する。

2 前項の規定による交付決定の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書（第5号様式）により行う。

(助成事業の変更等)

第6条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業内容又は助成事業の経費配分を変更しようとするときは、あらかじめ地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成事業に要する各事業経費の変更額が、当該経費の5パーセント以内又は5万円以下の場合は、この限りでない。

- (1) 地域防災活動促進事業変更計画書（第7号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書（第8号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業変更収支予算書（第9号様式）



2 協議会は、助成事業を中止し、又は廃止する場合は、市長に前項の申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(助成事業の変更等の承認及び通知)

第7条 市長は、前条の変更承認申請等があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、これを承認する。

2 前項の規定による変更承認等の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書(第10号様式)により行う。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業を完了したときは、速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域防災活動促進事業報告書(第12号様式)

(2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書(第13号様式)

(3) 地域防災活動促進事業収支決算書(第14号様式)

(4) 監査結果報告書(第15号様式)

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定する。

2 前項の規定による助成金の確定額の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書(第16号様式)により行う。

(助成金の取消し及び返納)

第11条 市長は、協議会が助成事業の実施に関し、次の各号の一に該当するものと認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させなければならない。

(1) この要綱により提出する書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 市長の承認を受けずに助成事業の変更等を行ったとき。

(3) 助成金に不用額が生じたとき。

(4) 第2条第2項に該当する場合

(書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査)

第13条 市長は、必要に応じて助成事業の実施状況等に関して検査することができる。

2 前項に規定する検査は、危機管理監が命じた職員により行い、検査の結果を危機管理監に報告する。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じて、協議会の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成9年6月6日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日27川総危第1451号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川総危第1407号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(第1号様式)

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

代表者氏名 ふりがな \_\_\_\_\_ 印

所在地 川崎市 \_\_\_\_\_

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 0 4 4 (\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

令和 年度地域防災活動促進事業について助成金の交付を受けたいので、川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業計画書 (第2号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書 (第3号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書 (第4号様式)

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(第2号様式)

## 地域防災活動促進事業計画書

\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

事業名	当初予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第3号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業計画書

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第4号様式)

## 地域防災活動促進事業収支予算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
助成金		
合計		

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
合計		

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書

川崎市指令危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
会 長 \_\_\_\_\_ 様

川崎市長

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金  
については、次のとおり決定しましたので、条件を付けて交付します。

助成金交付額 \_\_\_\_\_ 円

(交付の条件)

- 1 助成金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 交付を受けた助成金の使途を明確にしておくこと。事業終了後は速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書に必要書類を添えて、提出すること。
- 3 虚偽その他の不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させる。

(第6号様式)

地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
代表者 会 長 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 川崎市 \_\_\_\_\_  
電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付け川崎市指令危対第 \_\_\_\_ 号で交付決定を受けた助成事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

事業名	変更前		変更後		備考	
	金額 (a)	事業 概要	金額 (b)	事業 概要	増減 (b) - (a)	変更（中止、廃止） の理由
	円		円		円	
合 計						



(第7号様式)

## 地域防災活動促進事業変更計画書

自主防災組織連絡協議会

事業名	変更後予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第8号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書

自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第9号様式)

## 地域防災活動促進事業変更収支予算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書

川崎市指令危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市  
自主防災組織連絡協議会  
会 長 様

川崎市長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金  
の変更については、申請のとおり事業変更することを承認します。

## 川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
代表者 会 長 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 川崎市 \_\_\_\_\_  
電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年度地域防災活動促進事業について、事業を完了したので川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

### 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業報告書 (第12号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書 (第13号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支決算書 (第14号様式)
- (4) 監査結果報告書 (第15号様式)

(第12号様式)

# 地域防災活動促進事業報告書

自主防災組織連絡協議会

事業名	決算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第13号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業報告書

\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第14号様式)

## 地域防災活動促進事業収支決算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳入

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

### 2 歳出

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				



# 監 査 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

(会計監査実施者)

川崎市\_\_\_\_区\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

監 査 \_\_\_\_\_印

監 査 \_\_\_\_\_印

令和\_\_\_\_年度地域防災活動促進事業にかかる助成金の執行について、以下により  
会計監査を実施したところ、適正に執行されていることを確認しました。

1 実施日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (\_\_\_\_)

2 実施方法

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_

川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書

川危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市  
自主防災組織連絡協議会  
会長 様

川崎市長

令和 年 月 日付で提出がありました川崎市地域防災活動促進助成金  
事業実績報告書について、その内容を審査した結果、次のとおり助成金の交付金額を  
確定しましたので、通知します。

助成金交付額 円

## 1 2 川崎市防災協力連絡会設置要綱【危機管理本部危機対策部】

(目的)

第1条 この要綱は、企業・事業所と行政との相互連携による防災体制の構築を図ることを目的とした、川崎市防災協力連絡会（以下「連絡会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の事項について、情報や意見の交換、提案を行う。

- (1) 企業・事業所の防災の啓発について
- (2) 企業・事業所間の連携による事業活動の早期復旧について
- (3) 企業・事業所、地域、行政の防災協力体制の整備について
- (4) その他、企業・事業所の防災について

(構成)

第3条 連絡会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報償費)

第5条 委員には、報償費を支給する。

2 報償費は、1回あたり7,000円とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡会に会長1人、副会長1人を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、連絡会を代表して、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、危機管理本部危機対策部に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 1 3 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱【危機管理本部】

(平成22年1月22日 市長決裁)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な災害が発生した際（以下「大規模災害時」という。）において、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等を登録し、及び公表し、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源の提供を受けることにより、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、川崎市防災協力事業所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、「事業所等」とは、市内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する法人及びその他の団体並びに個人をいう。

#### (災害の種類・期間)

第3条 この要綱において、「大規模災害時」の種類とは、地震災害・風水害（台風・集中豪雨）、大規模な事故（列車事故等）を指す。また、支援する期間は、事業所等の本来の業務に支障のない範囲の期間とする。

#### (登録要件)

第4条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所等を川崎市防災協力事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するものであること。
- (2) 別に定める基準に該当しないこと。

#### (登録手続)

第5条 制度に登録しようとする事業所等の代表者は、川崎市防災協力事業所登録（変更）申請書（様式第1号の1）及び川崎市防災協力事業所登録に係る役員等氏名一覧表（様式第1号の2。以下これらを「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも同様とする。

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、第4条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等の代表者に登録証（様式第2号）及び登録用ステッカーを交付するものとする。

#### (平常時協力項目)

第6条 登録事業所は、平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 地域の防災に関する会合等への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) 地域活動に対する事業所等の施設の提供
- (5) その他

(災害時協力項目)

第7条 登録事業所は、大規模災害時において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な業務について、自らの判断で地域と連携して協力活動を実施するものとする。

- (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等の労務提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資提供
- (3) 資機材等の貸出
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他防災上必要な協力

(登録事業所の公表)

第8条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 登録事業所は、自らが川崎市防災協力事業所であることを名刺等の印刷物に表示することができるものとする。

(経費負担)

第9条 第6条及び第7条の規定による協力項目の実施に要した費用は、当該業務を実施した登録事業所が負担するものとする。

(登録期間)

第10条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。なお、登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。

- (2) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
  - (3) 第4条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。
  - (4) 川崎市防災協力事業所登録抹消届(様式第3号)を市長に提出し、登録事業所の登録の抹消を申し出たとき。
  - (5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときには、川崎市防災協力事業所登録抹消及び登録証等返還通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証及び登録用ステッカーを市長に返還しなければならない。

(情報の交換)

第12条 市及び登録事業所は、協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(確認等)

第13条 市長は、必要に応じ、制度に登録しようとする事業所等又は登録事業所が別に定める基準に該当する者であるか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経営本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(庶務)

第14条 登録等に関する庶務は、危機管理本部危機対策部が行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 川崎市防災協力事業所登録（変更）申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

事業所所在地

事業所名

代表者

印

生年月日

年 月 日生

登録番号\*

※変更申請のみ

川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、（登録・変更）したので届出します。

事業所の概要	業種		電話番号（公開用）	
			電話番号（連絡用）	
			FAX番号	
	従業員数	人	E-Mail	
	担当部署		担当者氏名	

※ 暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

※ 申請者が法人の場合、様式第1号の2（第5条関係）も併せて提出してください。

### 平常時協力項目

- 地域の防災訓練への参加
- 地域の防災に関する会合等への参加
- 清掃活動等の地域活動への参加
- 地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供
- その他

※ □部分については、該当する区分にレ点を記入してください。



## 災害時協力項目

### ① 【労務提供】

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 初期消火                      | <input type="checkbox"/> 負傷者の救護活動 |
| <input type="checkbox"/> 避難誘導                      | <input type="checkbox"/> 負傷者の搬送   |
| <input type="checkbox"/> 資機材（バール、ジャッキなど）を用いた救出活動   | <input type="checkbox"/> 障害物の除去   |
| <input type="checkbox"/> 技術者の派遣（家屋被害認定士、応急危険度判定士等） |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他（                      | ）                                 |

### ② 【物資提供・貸出】

- 食料品（カップラーメン、レトルト食品、米等）
- 飲料水（缶・ペットボトル飲料等）
- 医薬品・衛生材料・介護用品（家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつ等）
- 日用品（タオル、軍手、雨具、懐中電灯等）
- 衣類・身の回り品（服、防寒着、下着、タオル等）
- 寝具（布団、毛布、枕等）
- 井戸水（井戸の提供）
- 仮設物（トイレ、風呂、テント等）
- 資機材（バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等）
- 電化製品（テレビ、ラジオ、照明器具等）
- アウトドア用品（自転車、寝袋、ガスコンロ等）
- 学用品（文房具、かばん等）
- その他（

### ③ 【一時避難場所等の提供】

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 駐車場  | <input type="checkbox"/> 体育館 |
| <input type="checkbox"/> グランド | <input type="checkbox"/> 会議室 |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ）                            |

一時避難場所として提供する施設の所在地※

( )

※ 事業所の所在地と異なる場合は記載してください。

### ④ 【その他】

- その他の防災・救援活動等、独自の取組
- ( )

※ □部分については、該当する区分にレ点を記入してください。

※ 事業所の名称、所在地、電話番号（公開用）及び御協力いただく内容については、本市ホームページ等で公表させていただきますので、御了解ください。

川崎市防災協力事業所登録に係る役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	ふりがな	生年月日	住所
代表者	印			
	印			
	印			
	印			
	印			
	印			
	印			

※ 記載された役員等に変更が生じたときは、速やかに変更後の一覧表を提出してください。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

事業所名

代表者

印

登録番号

# 登録証

（事業所名）

（代表者）

様

貴事業所は、川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱第4条の登録要件に適合していると認めます。

よって、川崎市防災協力事業所として登録しましたので登録証を交付いたします。

年 月 日

川崎市長

印

年 月 日

## 川崎市防災協力事業所登録抹消届

（あて先）川崎市長

事業所所在地

事業所名

代表者

登録番号

川崎市防災協力事業所の登録を、次のとおり抹消したいので申し出ます。

理 由	
備 考	

担当部署			
担当者氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

様式第4号（第11条関係）

川 総 危 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長

## 川崎市防災協力事業所登録抹消及び登録証等返還通知書

平成 年 月 日（登録番号 ）で登録した川崎市防災協力事業所については、次のとおり登録を抹消したので、速やかに登録証及び登録用ステッカーを返還してください。

1 登録を抹消した年月日

2 登録を抹消した理由

## 1 4 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱【危機管理本部】

(平成23年 4月12日 局長専決)

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会・訓練等に、職員又は、別に定める川崎市防災インストラクター（以下「インストラクター」という。）が講師として出向き、川崎市ぼうさい出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、自然災害に対する備えや市が行う防災対策についての理解と関心を深め、市民等の意識の高揚や、地域の防災活動の活性化を図るとともに、市民等との協働による防災体制の推進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 地震に対する備えや一般的知識
- (2) 風水害に対する備えや一般的知識
- (3) その他防災対策に関する事項

(実施場所)

第4条 出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

(申込み等)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として受講を希望する日の30日前までに川崎市ぼうさい出前講座申込書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 出前講座の受講に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込書を収受したときは、速やかに職員及びインストラクター並びに申込団体との連絡調整を行い、実施の可否を川崎市ぼうさい出前講座実施決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(実施の制限)

第7条 市長は、当該団体等が開催する集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 活動の効果が特定の個人等にのみ帰属するもの
- (4) その他、出前講座の目的に反し、その実施が適当でないと認めるとき。

(変更等の報告)

第8条 第6条の規定により出前講座実施の承諾を受けた申込者は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするとき

は、速やかに川崎市ぼうさい出前講座変更届出書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（費用負担）

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の受講に際して施設使用料等が必要となるときは、受講者においてこれを負担するものとする。

（結果報告）

第10条 出前講座を受講した団体等は、講座終了後速やかに川崎市ぼうさい出前講座受講結果報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（事業実施の事務）

第11条 この事業の実施に関わる事務は、危機管理本部危機管理部で行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 6月 8日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年 4月 12日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

## 川崎市ぼうさい出前講座受講申込書

年 月 日

（宛て先）川 崎 市 長

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 (         ) \_\_\_\_\_

川崎市ぼうさい出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

実施希望日時	第1希望                      年    月    日 (     ) 時   分から           時   分まで	
	第2希望                      年    月    日 (     ) 時   分から           時   分まで	
実施場所	名 称	
	住 所	
受講人数		
集会等の名称 及び目的	名 称	
	目 的	
講座内容		
備 考	※受講に際して、要望等あれば御記入ください。	

注1) 危機管理本部の業務及び派遣するインストラクターの関係上、日時等御希望に添えない場合もありますのであらかじめ御了承ください。

注2) この講座では、質疑や意見交換はできますが、行政に対する苦情や要望を受ける場ではありませんので御理解ください。

注3) その他、要綱第7条の規定に該当する場合、出前講座は実施できません。



団体名  
代表者 様

川崎市長

## 川崎市ぼうさい出前講座実施決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました出前講座について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

実施の諾否	1 出前講座を実施します。 2 出前講座を実施できません。 〔理由〕	
日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
実施場所	名称	
	住所	
派遣する者		
講座内容		
実施条件		

注1) 日時、場所、講座内容の変更・取消等については、速やかに下記担当あて連絡してください。

注2) この講座では、質疑や意見交換はできますが、行政に対する苦情や要望を受ける場ではありませんので御理解ください。

(問い合わせ)

川崎市危機管理本部危機管理部  
担当

電話： —

FAX： —

第3号様式（第8条関係）

## 川崎市ぼうさい出前講座変更（取消）申込書

年 月 日

（宛て先）川 崎 市 長

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申し込みました、川崎市ぼうさい出前講座について変更（取消）したいので、次のとおり申し込みます。

### 1 次のとおり変更します。

変更希望 日時	第1希望	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
	第2希望	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
実施場所	名 称		
	住 所		
受講人数			
受講内容			
備 考			

### 2 受講を取り消します。

取消しの理由	
--------	--

注1) 事由発生後、速やかに提出してください。

注2) 取消しの場合は、その理由を記入してください。

## 川崎市ぼうさい出前講座受講結果報告書

年 月 日

（宛て先）川 崎 市 長

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

川崎市ぼうさい出前講座の受講結果について、次のとおり報告します。

受講日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
実施場所	名 称	
	住 所	
受講人数		
受講結果記入欄	1 今回の講座について（下欄の該当する番号を○で囲んでください。） ----- 1) よく理解できた。 2) 多少理解できた。 3) 理解できなかった。 4) その他（ ）	
	2 受講した感想（下欄に記入してください。） -----	
その他	※出前講座に対する御意見等ありましたら記入してください。	

注1) この報告書は、受講後速やかに提出してください。

## 15 川崎市防災インストラクター登録要綱【危機管理本部】

(平成18年12月13日 副市長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民や民間の事業者の防災活動を支援するために必要な知識、経験、技能を有している者を、川崎市防災インストラクター(以下「インストラクター」という。)として認定し、その知識等の発揮により、地域における防災に係る自助・共助の取り組みが活発になることを目指し、登録について必要な事項を定める。

(要件)

第2条 インストラクターは、本市に在住、在勤又は在学している者とする。

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 自助の理念に基づく知識を有している。
- (2) 本市地域防災計画に掲げる事項の範囲内で、地域防災力に関する知識を有している。
- (3) 重大な被害をもたらした地震災害、風水害の被災経験を有している。
- (4) 災害発生直後に、被災地において救援・支援活動を行った経験を有している。
- (5) 防災に関する資器材の取扱技能を有している。
- (6) 応急手当に関する技能を有している。
- (7) 非常時の市民生活に役立つ技能を有している。
- (8) その他、市長が適当と認めるもの。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)は、登録の対象としない。

(申請)

第3条 インストラクターとして登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、川崎市防災インストラクター登録申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(予備審査)

第4条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、次に掲げる事項について予備審査を行う。

- (1) 申請内容
- (2) 本市地域防災計画との整合
- (3) その他、市長が必要と認める事項

2 前項に掲げる予備審査は、次の職員により行う。

- (1) 危機管理本部危機管理部担当課長
- (2) その他、市長が適当と認める職員

(登録審査)

第5条 市長は、インストラクターの厳正かつ公正な登録のため、川崎市防災インストラクター登録審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、以下の委員で構成する。

- (1) 危機管理本部危機管理部長
- (2) 消防局関係部長
- (3) 申請者が在住、在勤又は在学している区の副区長
- (4) その他市長が必要と認める者

- 3 審査会の委員長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表する。
- 5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。
- 6 審査会は、インストラクターの登録の可否について審査を行う。

(登録の可否の決定)

第6条 市長は、第3条に規定する申請書及び関係書類に、予備審査における意見を付して審査会に提出する。

- 2 市長は、審査会の意見に基づいて、登録の可否を決定する。
- 3 市長は、前項に規定する審査の結果を、川崎市防災インストラクター審査結果通知書（第2号様式）により、申請者宛て通知する。
- 4 市長は、第2項の規定により登録の認定をしたインストラクターに対し、川崎市防災インストラクター登録証（第3号様式）（以下「登録証」という。）を交付する。

(活動)

第7条 インストラクターは、川崎市ぼうさい出前講座実施要綱に基づき活動するほか、市が実施する防災事業において活動するものとする。

- 2 インストラクターは、資質の向上を図るため市長が開催する研修会に参加するものとする。
- 3 前各項に掲げる活動にかかる費用については、インストラクターの負担とする。
- 4 インストラクターは、第1項に規定する活動に当たっては常に登録証を携行し、必要によりこれを提示しなければならない。
- 5 インストラクターは、申込団体から、報酬、経費その他の名目で金銭又は物品を受領してはならない。
- 6 次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 特定の個人等のみ帰属する行為
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする行為

(支援)

第8条 市長は、インストラクターの活動支援のため次のことを行う。

- (1) 防災に関する情報の提供
- (2) 第7条第1項にかかる派遣調整
- (3) 研修会等の開催
- (4) その他市長が必要と認める事項

(登録の解除)

第9条 インストラクターは、自らの意思により、登録を解除することができる。

- 2 前項の規定により登録の解除をする場合は、川崎市防災インストラクター登録解除申出書（第4号様式）（以下「登録解除申出書」という。）に、登録証を添えて申し出なければならない。
- 3 登録解除申出書の提出をもって、登録は抹消されるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第2項の規定によらず、直ちに登録を解除する。
  - (1) 第2条第1項に該当しなくなったとき。
  - (2) 第7条第6項各号に掲げる行為を行ったと認められるとき。
  - (3) インストラクター本人が死亡したとき。

(4) 第2条第3項に該当する場合

(5) その他、市長がインストラクターとして適当でないとき。

5 前項の規定により登録を解除された者は、登録証を速やかに市長に返却しなければならない。

(確認等)

第10条 市長は、必要に応じ、申請者又はインストラクターが第2条第3項に該当する者であるか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に登録の申請をした者について適用し、同日前に登録の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 川崎市防災インストラクター登録申請書

申請日 年 月 日

ふりがな					写 真
*氏 名	印				※写真貼付 3.0cm×2.5cm 写真裏面に氏名を記入
生年月日	年	月	日生	（ 歳）	
住 所	（郵便番号 - ） 川崎市 区				
勤務地・通学地 <small>※住所が川崎市外の場合のみ記入</small>	川崎市 区				
自宅・携帯電話	自宅電話： ( )		携帯電話： ( )		
FAX・メール	FAX： ( )		メールアドレス：		
職 業	<small>（就学中の場合は、学校名を記入して下さい。過去に就業歴がある場合は、その職種及び勤務先を記入して下さい。）</small>				
*免許・資格					
*従事内容	分 野	具体的な内容			
従事できる 時間帯	該当する箇所に○を付けてください。				※登録年月日
	平 日	午 前	午 後	夜 間	年 月 日
	休 日	午 前	午 後	夜 間	
特記事項					※登録証番号
					No.

- 注1) \*印の項目は、本市ホームページ等において公表の対象となります。
- 注2) 上半身写真（**3.0cm×2.5cm**）は、本申請書に貼付するほか、同じ写真（登録証用）1枚を添付してください。
- 注3) 申請の際、身分を確認できるもの（運転免許証等）の提示、若しくは写しを添付してください。
- 注4) 免許・資格を有することを証する書票（写）を添付してください。
- 注5) 本申請書に記載されている事項は、本事業目的以外に使用しません。
- 注6) 太線枠内は、記入しないでください。

暴力団員でないことをないことを確認するため、本様式に記載された個人情報をご神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

(住 所)  
(氏 名)

様

川崎市長

川崎市防災インストラクター審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市防災インストラクター登録の認定について、川崎市防災インストラクター登録要綱第6条第3項に基づき、次のとおり通知します。


審査結果	<p>【認定する場合】 川崎市防災インストラクターとして、条件を付して認定します。</p> <p>【認定しない場合】 次の理由により、川崎市防災インストラクターに認定しません。 (理由)</p>
認定の条件 ※認定しない場合は、条件欄は削除する。	<p>1 従事内容は として。</p> <p>2 川崎市インストラクター登録要綱を遵守すること。</p>
備考	



第3号様式（第6条）

登録証の大きさ 縦 54 mm×横 90 mm

（表）

川崎市防災インストラクター登録証		
 川崎市	氏 名	
	認定年月日	年 月 日
	認定証番号 第	号
川 崎 市		

（裏）

川崎市防災インストラクター登録要綱第1条、第2条、第7条に基づく、川崎市防災インストラクターとして認定していることを証明します。		
年 月 日		
	川崎市長	印
	（連絡先）	

## 川崎市防災インストラクター登録解除申出書

申出日 年 月 日

ふりがな		
氏名	印	
住所	(郵便番号 - ) 市 区	
電話・FAX	電話： ( )	FAX： ( )
登録年月日	年 月 日	
登録番号	No.	
解除の事由	(いずれかに○を付けてください。) 1 川崎市在住でなくなった。 2 川崎市在勤でなくなった。 3 その他 (具体的に記入して下さい。)	
特記事項		
処理欄	受付	解除確認 押 印 欄

注1) 解除の事由発生後、速やかに提出してください。

注2) 本申出書に、登録証を添えて提出してください。

注3) 本申出書が受け付けた時点をもって、登録を解除したものとします。

注4) 太線枠内は使用しないでください。

## 16 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱【危機管理本部】

(平成19年1月12日局長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚と防災活動の推進を図ることを目的として、危機管理本部危機管理部が所有するDVDなどの防災事業関連資料（以下「ぼうさいライブラリー」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 ぼうさいライブラリーを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住又は勤務する者
- (2) 市内に所在する学校の関係者
- (3) 市内の公共的団体、企業等の関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用手続き)

第3条 ぼうさいライブラリーを利用する者は、ぼうさいライブラリー利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用数)

第4条 利用数は、1回3点までとする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、2週間とする。ただし返却日が閉庁日にあたるときは、その翌開庁日までとする。また、利用の延長に相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

2 利用に伴う貸出し及び返却の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(利用順位)

第6条 利用順位は、原則として受付番号の順とする。

(利用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを行わないこととする。

- (1) 公務の都合上、支障があると認められるとき。
- (2) その他貸出しが適当でないとき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借り受けた物件のき損等の防止に努めること。
- (2) 利用後は、借り受けた物件にぼうさいライブラリー返却確認書（第2号様式）を添えて返却すること。又、紛失、き損したときは、返却時の状態を記載し、危機管理本部危機管理部の指示に従うこと。
- (3) 借り受けた物件を転貸してはならない。
- (4) 借り受けた物件を複製しないこと。
- (5) 借り受けた物件は、会費等を徴収して上映しないこと。

(費用)

第9条 利用は無料とする。

(破損又は紛失した場合の措置)

第10条 利用者が故意又は過失によりぼうさいライブラリーを紛失、き損したときは、利用者に対して修復又は購入に必要な費用のうちの相当額を請求するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(事務)

第11条 ぼうさいライブラリーに関する事務は、主として危機管理本部危機管理部が行う。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事務は、区役所が協力して行うものとする。

- (1) 利用相談への応対
  - (2) 利用申請書・返却確認書の受理
  - (3) 物件の貸出し・返却
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は危機管理監が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年 1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 17 川崎市宅地防災工事助成金交付要綱【まちづくり局宅地企画指導課】

### (目的)

第1条 この要綱は、宅地災害の防止又は復旧等を目的とした工事を行おうとする者に対し、当該工事に係る費用の一部を川崎市が助成するにあたり、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日川崎市規則第7号、以下「規則」という。）その他関係法令に定めのあるもののほか、当該助成金の交付の申請、決定等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 この要綱の規定に基づき、市長が交付する助成金をいう。
- (2) 崖 地表面が水平面に対し、30度以上の角度をなす斜面地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。
- (3) 人工崖 擁壁の設置された崖、その他切土又は盛土により人工的に形成された崖をいう。
- (4) 自然崖 人工崖以外の崖をいう。
- (5) 崖崩れ 崖の崩壊による災害をいう。
- (6) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (7) 公共施設 本市が管理する道路、河川その他の公共の用に供する施設をいう。
- (8) 私道 建築基準法第42条第1項に規定する道路（同項第1号に該当するものは除く。）及び同条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされた道で、通常一般の通行の用に供しているもののうち、本市が管理しないものをいう。
- (9) 宅地防災工事 当該崖を有する土地の所有者等が行う工事で、崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める技術的基準に適合するものをいう。
- (10) 宅地減災工事 当該崖を有する土地の所有者等が行う工事で、崖崩れが発生するおそれがある崖の変状又は変形の進行の抑制を目的とし、補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認めるものをいう。
- (11) 改善要望 市長が、崖崩れが発生するおそれがある崖又は崖崩れが発生した崖を有する土地の所有者等に対し、当該崖の改善措置を行うよう求めることをいう。

### (助成金額)

第3条 市長は、予算の範囲内において、宅地防災工事（以下「防災工事」という。）に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1かつ、300万円を限度として、助成金を交付することができる。また、宅地減災工事（以下「減災工事」という。）に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1かつ、100万円を限度として、助成金を交付することができる。

2 土地所有者が異なる一連の崖について、当該崖を有する土地の所有者が共同して防災工事を行う場合の助成金の額は、各々が当該工事について負担する金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1とし、かつ、各々につき300万円を限度とする。また、同様の場合における減災工事の助成金の額は、各々が当該工事について負担する金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1とし、かつ、各々につき100万円を限度とする。なお、負担金額の割合は、各々が所有する擁壁の見付け部分及び基礎部分を合わせた面積の割合と等しいものとする。

3 前2項の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 防災工事又は減災工事を行うにあたり、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要な事項を記載し、その旨を市長に申請し、助成金の交付の決定を受けなければならない。なお、規則第3条第1項第3号に規定する補助事業等の経費の配分については、

同第3項の規定により、記載を省略するものとする。

- 2 前項の申請書には、規則第3条第2項第3号の規定により、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。なお、同項第1号及び第2号に規定する事項については、同第3項の規定により、記載を省略するものとする。
  - (1) 当該申請に係る工事が宅地造成等規制法第8条第1項に規定する許可を受けるものにおいては許可通知書又は建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けるものにおいては確認済証の写し
  - (2) 工事見積書
  - (3) 最新の土地の登記事項全部証明書
  - (4) 土地所有者の同意書（土地所有者と申請者が異なる場合）
  - (5) 誓約書
  - (6) 区域図
  - (7) 公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図）の写し
  - (8) 現況図
  - (9) 平面図
  - (10) 断面図
  - (11) 擁壁等の構造図
  - (12) 擁壁等の展開図
  - (13) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の申請は、改善要望又は宅地造成等規制法第16条第2項の勧告（以下「勧告」という。）若しくは同法第17条第1項の規定による命令（以下「改善命令」という。）を受けた日から原則として1年以内に行わなければならない。ただし、勧告又は改善命令を受けている場合においては、減災工事の申請をすることはできない。
- 4 第1項の申請は、一つの建築敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地）につき、一つとする。なお、建築敷地以外の場合においては、その土地利用の態様から市長が判断する。
- 5 第1項の申請は、既に、当該助成金の交付を受けて工事が行われた土地については、これを行うことができない。ただし、市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、この限りでない。
- 6 第1項の決定を受ける前に、防災工事及び減災工事に着手してはならない。ただし、市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容について審査し、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請手続きがこの要綱に違反していないと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

- (1) 防災工事又は減災工事が行われる土地（以下「工事区域」という。）は市内であり、かつ、次のいずれにも該当しないこと。なお、工事区域は、建築物が建築されている場合においてはその建築敷地を原則とし、その他の場合においては、その土地利用の態様から市長が判断する。
  - ア 営利を目的とする不動産事業の用に供する土地
  - イ 建築基準法第9条第1項の規定による命令、宅地造成等規制法第14条第1項から第3項までの規定による監督処分又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による監督処分を受けている土地
  - ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第20条第1項の規定による監督処分又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第8条第1項の規定による監督処分を受けている土地
  - エ 規則、関係法令又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反していると認められる土地
- (2) 防災工事又は減災工事が、以下に掲げる要件を満たす崖に対して行われるものであること。
  - ア 高さが2メートルを超えること。
  - イ 人工崖の場合、築造後10年を経過していること。
  - ウ 崖の上端からの水平距離がその高さと同じとなる範囲（ただし、崖下の方向を除く。）又は

当該崖の下端からの水平距離がその高さの2倍以内となる範囲に、現に居住の用に供する建築物、公共施設又は私道が存すること。

- (3) 防災工事又は減災工事の完了後に土地利用が図れる平坦地の広さが、工事着手前と同規模であること。（ただし、防災機能向上に資する施設の一部又はその全部を設置する事ができない場合については、この限りでない。）
  - (4) 申請者が、次に掲げる事項を満たしていること。
    - ア 工事区域の所有者等であること。
    - イ 改善要望又は勧告若しくは改善命令を受けていること。
    - ウ 申請者が工事区域の管理者又は占有者の場合は、工事区域の所有者から、防災工事又は減災工事を行うことについて同意を得ていること。
  - (5) 工事区域の土地の所有者が、個人であること。
  - (6) 防災工事又は減災工事により施工される構造物の色彩等が周辺環境と調和していること。
- 2 市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、前項第2号イ、ウ及び第5号に掲げる基準は適用しないことができる。

(交付の条件)

第6条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該助成金の交付について条件を付すものとする。

(交付等の決定の通知)

第7条 市長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、速やかにその決定及びその理由を、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して60日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。
- 3 申請者は、前条の規定による通知を受ける前に、助成金の交付の申請の取下げをすることができる。

(工事の着手)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、防災工事又は減災工事に着手したときは、当該工事の契約を行った旨を示す書類を添え、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の交付の変更決定等)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、その決定内容のうち、防災工事又は減災工事に要する費用を変更しようとする場合においては、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その決定を受けなければならない。

- (1) 変更内容を示した書類
  - (2) その他市長が求める書類
- 2 助成金の交付の決定を受けた者は、その決定内容を変更しようとする場合（第1項の決定を受ける場合を除く。）においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、変更の承認の申請に係る内容が軽微なときは、この限りでない。
  - 3 第5条から第8条までの規定は、第1項の決定について準用する。

(工事の廃止)

第11条 助成金の交付の決定を受けた者が、防災工事又は減災工事を取りやめようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、防災工事又は減災工事に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(工事の完了)

第12条 助成金の交付の決定を受けた者は、防災工事又は減災工事が完了したときは、当該工事の成果及び助成金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に、以下に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 防災工事又は減災工事完了届
- (2) 竣工図
- (3) 宅地造成等規制法第13条第2項又は建築基準法第7条第5項の検査済証の写し(防災工事のみ)
- (4) 防災工事又は減災工事写真
- (5) 防災工事又は減災工事費用の清算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る防災工事又は減災工事の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の通知を受けた者が、助成金を請求しようとするときは、速やかにその旨を市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したとき、その内容が適当であると認めたときは、申請者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (2) 宅地造成等規制法又は建築基準法に違反したとき。
- (3) 土砂災害防止法又は急傾斜地法に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その決定及びその理由を、速やかに申請者に通知するものとする。

(擁壁等の維持管理)

第16条 防災工事又は減災工事完了後の擁壁等の維持管理は、工事区域の所有者等が適正に行わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第17条 助成金の交付の決定を受けた者は、その権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、当該決定を受けた者の相続人その他の一般承継人については、市長の承認を受けることで、その権利を承継することができる。

(土地の処分の制限)

第18条 助成金の交付を受けて築造された擁壁等を有する土地は、市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。



(工事の報告等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、防災工事又は減災工事の施工状況に関し、助成金の交付の決定を受けた者又は当該工事を行う者に報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告の内容が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って防災工事又は減災工事が行われていないと認めるときは、助成金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示を行うことができる。

(その他事項)

第20条 この要綱の施行に関して必要な事項は、まちづくり局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(川崎市宅地等防災工事資金融資要綱等の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 川崎市宅地等防災工事資金融資要綱(昭和53年7月1日)

(2) 川崎市宅地等防災工事資金利子補給金交付要綱(昭和53年7月1日)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 18 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項

### 【危機管理本部】

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

#### 1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

#### 2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

#### 3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは妨げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年4月1日

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

## 19 ニヶ領用水水門操作協約【建設緑政局河川課】

### 第1章 総 則

第1条 この協約は昭和24年6月15日の協定（以下「協定」という。）の趣旨に基づいて現地の状況に即応し円滑なる取水を行うと共に治水の完璧を図ることを目的とする。

第2条 この協約に於て「水門」とはニヶ領用水の取水口水門及び堰堤放水門をいう。

第3条 この協約に於て関係者とは建設省、東京都及び神奈川県をいう。

第4条 協定及びこの協定の確実な実施については関係者は各々緊密な連絡を図るとともに最善の努力を払わなければならない。

### 第2章 管 理

第5条 水門の操作は協定及び協約に基づいて稲毛、川崎ニヶ領用水の管理者（以下「用水管理者」という。）である川崎市長がこれを行う。

第6条 用水管理者は予め水門看守員を定めこれを関係者に届出なければならない。

第7条 用水管理者は水門操作に要する材料、器具及び器材の種類及び数量を定めこれを一定個所に常置しなければならない。

第8条 出水及び渴水の場合は用水管理者は臨機の処置をとると共に速やかにこれを関係者に報告しなければならない。

2 事故又は故障によって水門操作不能の場合は前項に準じて処置しなければならない。

第9条 用水管理者は毎年3月及び7月の2回に亘り関係者立会の上水門操作の点検を受けなければならない。

### 第3章 取 水

第10条 取水の流量配分は「協定」による。

第11条 菅及び駒井の河川の表流量並びにニヶ領用水の取水量は流速計を用いた実測法によるものとする。

第12条 前条に定めるもののほか取水量については、建設省の実測により関係者の承認を得た場合は流量曲線による方法をとることができる。

第13条 渴水の場合は菅地先表流量が毎秒56立方メートルに達した時建設省より関係者に通達し以後は「協定」に基づいて処理しなければならない。

### 第4章 出水時の処置

第14条 出水又はそのおそれのある場合は建設省の指示により用水管理者は遅滞なく堰堤放水門を開いて治水に支障ないように処理しなければならない。

### 第5章 費用負担及び義務

第15条 この協約に定めるものの内水位流量の観測に要する費用については東京都及び神奈川県がこれを負担しなければならない。

第16条 水門の操作不良のため河川の付属物及び河川の工作物に著しく損害を与えた場合は用水管理者はその責を負わなければならない。

### 第6章 雑 則

第17条 この協約の変更及び追加を要する場合は関係者の協議決定を経なければならない。

### 附 則

この協約は昭和24年8月15日より実施する。

協約者	東京都知事
	安 井 誠一郎
協約者	神奈川県知事
	内 山 岩太郎
立会者	建設省関東地方建設局長
	井 上 清太郎

## 20 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

### 【まちづくり局防災まちづくり推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者等に対して、川崎市木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年版、2012年版）」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 市長が川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領（平成22年4月1日22川ま情第319号）第5条第1項の規定に基づき、川崎市木造住宅耐震診断士名簿に登録した者をいう。
- (2) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手し、木造在来工法で建築された平屋建て又は2階建ての一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 所有者等 次のいずれかの者をいう。
  - ア この要綱に基づき耐震診断の事業（以下「事業」という。）を行う木造住宅の所有者又は所有者から委任を受けた者
  - イ 市長がアに掲げる者と同等と認める者

(川崎市木造住宅耐震診断士の登録等)

第3条 川崎市木造住宅耐震診断士の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定めるものとする。

(事業要件)

第4条 この要綱に定める事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する木造住宅であるもの
- (2) 木造住宅全体の耐震診断を行うもの
- (3) この要綱による耐震診断又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等又は耐震シェルター等設置を実施していないもの

2 事業の対象となる者は、所有者等とする。

(申請及び通知)

第5条 この要綱による事業対象木造住宅の耐震診断を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、川崎市木造住宅耐震診断申請書（第1号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 当該木造住宅の所有者が複数人の場合においては、その人数分、前項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該木造住宅が複数人での共有持分の場合において、所有を代表する者が申請する場合はこの限りではない。

3 申請者が所有者から委任を受けた者の場合においては、その旨を証する委任状等を第1項に規定する申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の申請があった場合において、前条に定める要件を満たしているかを審査し、適正であると認めるときは、川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の審査の結果、診断士を派遣しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

6 申請者は、第4項の規定により派遣決定した診断士について変更を希望する場合は

、その理由を添えて速やかに市長に申し出なければならない。

- 7 市長は、前項の規定による申し出又は診断士の都合等による理由で第4項の規定による診断士に変更が生じたときは、速やかに川崎市木造住宅耐震診断士派遣変更決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（診断士の派遣及び結果の報告）

- 第6条 市長は、前条第4項又は第7項により診断士の派遣を決定又は変更したときは、その日から原則として45日以内に診断士に耐震診断を行わせるものとする。

- 2 診断士は、前項の耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を前条第4項又は第7項の規定により通知を受けた者（以下「派遣対象者」という。）に説明するものとする。

（変更届）

- 第7条 派遣対象者（派遣対象者が提出することができないものとして市長がやむを得ないと認めた場合においては、派遣対象者に代わって手続を行う者）は、当該申請事項に変更が生じるときは、川崎市木造住宅耐震診断変更届（第5号様式）に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出による変更は、この要綱に適合するものでなければならない。

（取止届）

- 第8条 派遣対象者（派遣対象者が提出することができないものとして市長がやむを得ないと認めた場合においては、派遣対象者に代わって手続を行う者）は、耐震診断を取り止めようとするときは、速やかに川崎市木造住宅耐震診断取止届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消)

第9条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、診断士の派遣を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第5条第4項の通知を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに、45日以内に耐震診断に着手できないとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(業務委託)

第10条 市長は、本業務の一部を委託することができる

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

旧要綱第5条の規定による申請手続きは、耐震診断の実施がこの要綱の施行の前である建築物に係るものを除き、第6条の規定によりなされた手続きとみなす。

附 則（平成26年3月19日 25川ま情第3720号）

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2730 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1362 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行にかかわらず、旧要綱（平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2730 号）の規定により定められた様式を使用することが出来る。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 657 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することが出来る。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 480 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することが出来る。



## 2 1 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱

### 【まちづくり局防災まちづくり推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市耐震改修促進計画（令和3年3月31日2川ま防第496号）に基づき、木造住宅の所有者等に対して、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成し、耐震改修等の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱は、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に基づく事業の実施は、川崎市補助金等の交付に関する規則第5条第2項及び補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（令和元年11月14日31川財契第4905号）に則り、原則として市内中小企業者（川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者）であることと定めている登録制度を活用して行う。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年版、2012年版。一般財団法人日本建築防災協会。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）で定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成22年4月1日22川ま情第119号）第2条第1号に規定する診断士をいう。
- (2) 施工者 市長が川崎市木造住宅耐震改修施工者として登録した者をいう。
- (3) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手し、木造在来工法で建築された平屋建て又は2階建ての一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (4) 判定委員会 川崎市木造住宅耐震診断判定委員会（一般社団法人川崎市建築設計事務所協会内）又はこれと同等の能力を有するものと市長が認める団体をいう。
- (5) 耐震改修計画 精密診断（診断士が行うものに限る。以下同じ。）及び、精密診断の結果上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、上部構造評点を1.0以上にするために、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断士が作成する耐震改修の計画をいう。
- (6) 部分耐震改修計画 精密診断及び、精密診断の結果上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、上部構造評点を0.7以上に、又は、1階部分について上部構造評点を1.0以上にするために、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断士が作成する耐震改修の計画をいう。
- (7) 工事監理 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理（診断士が行うものに限る。以下同じ。）をいい、見積書の確認を含む。
- (8) 補強工事 第5号に規定する耐震改修の計画に基づき施工者が行う耐震改修をいい、工事監理を含む。
- (9) 部分補強工事 第6号に規定する耐震改修の計画に基づき施工者が行う耐震改修をいい、工事監理を含む。
- (10) 非課税世帯 この要綱に基づき行う耐震改修等（耐震改修計画（部分耐震改修計画を含む。以下別表及び様式を除き同じ。）又は補強工事（部分補強工事を含む。以下別表及び様式を除き同じ。）をいう。）の事業（以下「事業」という。）の対

象となる木造住宅に居住するすべての世帯の全員について、直近の年度の市民税の非課税証明書を提示できる世帯をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア この要綱による助成金の交付を受け、事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）が、当該木造住宅の一部又は全部を賃貸の用に供する場合

イ 当該木造住宅を申請者の居住の用に供していない場合（補強工事が完了するまでに主たる居住の用に供しているものを除く。）

ウ 当該木造住宅を法人が所有する場合

エ 申請者が当該木造住宅の所有者の配偶者又はその1親等内の親族で、所有者が直近の年度の市民税の非課税証明書を提示できない場合

（施工者の登録等）

第4条 施工者の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

（事業要件）

第5条 事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

（1）耐震改修計画 次に掲げる要件を満たすもの

ア 市内に所在する木造住宅であるもの

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に違反していることが明らかでないもの（同法等に違反していることが明らかであるが、補強工事の完了までには是正するものを含む。）

ウ 法第7条第3号に掲げる建築物でないもの

エ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等又は耐震シェルター等の設置並びに耐震補強金物の支給を実施していないもの

（2）補強工事 次に掲げる要件を満たすもの

ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による補強工事又は耐震シェルター等の設置並びに耐震補強金物の支給を実施していないもの

イ 前号アからウまでに掲げる要件を満たしているもの

2 事業の対象となる者は、事業を行う木造住宅の所有者又は所有者から委任を受けた者とする。

(申請及び通知)

第6条 申請者は、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、前条第1項各号に掲げる事業区分に応じてそれぞれ定める要件及び前条第2項に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により交付決定を受ける前に、診断士又は施工者と当該事業に係る契約の締結又は事業に着手してはならない。

4 市長は、第2項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

5 申請者は、前条に定める要件を満たしているかどうかについて、あらかじめ事前相談を行うよう努めることとする。

(着手届)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、同項の通知の日から75日以内に補強工事に着手しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により着手した申請者は、当該着手の日から4日以内に川崎市木造住宅耐震改修等事業着手届（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長がこの期間内に届け出ることができない事由があったと認めた場合においては、この限りではない。
- 3 前項の届出において、この要綱に基づき、既に提出している添付書類については、添付することを要しない。

（変更申請及び通知）

第8条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、あらかじめ市長に助成金の額の変更を申請しなければならない。ただし、助成金の額の変更が、まちづくり局長が別に定める軽微な減額の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、助成金の額を変更することを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更不承認決定通知書（第7号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業変更届（第8号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- 5 第1項の申請又は前項の届出において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付することを要しない。

(取止届)

第9条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業を取り止めようとするときは、速やかに川崎市木造住宅耐震改修等事業取止届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

(完了までに満たすべき要件)

第10条 事業の完了までに満たすべき要件は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修計画

耐震改修計画の結果について、判定委員会により適正と評価を受けていること（精密診断の結果、上部構造評点が1.0以上ある場合は、精密診断の部分に限る。）。

(2) 補強工事

補強工事の結果について、判定委員会により適正と評価を受けていること。

(完了報告)

第11条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業を完了したときは、同条第1項に基づく申請を行った年度の1月末日又は事業が完了した日から3月を経過する日のいずれか早い日までに川崎市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（第10号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長がこの期間内に届け出ることができない事由があったと認めた場合においては、この限りではない。

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査しなければならない。

3 市長は、前項の審査において、必要と認めるときは現場調査等を実施することができる。

(助成金額の確定)

第 12 条 市長は、前条第 2 項又は第 3 項の審査等の結果により、事業が適正に行われ、かつ、報告の内容が第 10 条に定める要件を満たしていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金額確定通知書（第 11 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、通知の日から 30 日以内に、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付請求書（第 12 号様式）により、市長に助成金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第 14 条 申請者は、第 7 条第 2 項の着手届により届け出た請負業者等に、前条による助成金の受領を委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、第 11 条に定める報告と同時に、代理受領に係る委任状（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

(指導等)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、第 6 条第 2 項の規定による通知を受けた申請者に事業を適切に行うよう指導することができる。

2 市長は、指導の結果の報告を求めることができる。

3 申請者は、その結果を市長に報告しなければならない。

(助成金交付決定の取消)

第 16 条 市長は、第 6 条第 2 項の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書（第14号様式）により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により第6条第2項又は第8条第2項の通知を受けたとき。

(2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第18条 市長は、予算の範囲内において、事業に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に申請者の世帯の市民税の課税状況に応じ別表の補助率を乗じて得た額又は同表の限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

(補強工事等の再開)

第19条 第11条第1項の規定により耐震改修計画の完了の報告を行った申請者は、補強工事について、改めてこの要綱による助成金の交付を申請することができる。

2 第6条から前条（第10条第1号を除く。）までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第7条第1項中「75日以内に」とあるのは「30日以内に」と読み替えるものとする。



(申請者の努力義務)

第 20 条 第 11 条第 1 項の規定により耐震改修計画の完了の報告を行った申請者は、本制度の目的に鑑み、当該木造住宅について補強工事を行うよう努めなければならない。

2 第 11 条第 1 項の規定により部分補強工事の完了の報告を行った申請者は、当該木造住宅について、上部構造評点が 1.0 以上になる耐震改修を行うよう努めなければならない。

(木造住宅の使用等の制限)

第 21 条 第 13 条第 2 項の規定により助成金の交付を受けた申請者は、補強工事により地震に対する安全性が向上した当該木造住宅を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(委任)

第 22 条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱(25 川ま情第 3850 号)第 12 条第 3 項の規定により行われた完了の報告は、この要綱の第 10 条第 1 項の規定によりなされた完了の報告とみなす。

3 この要綱の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り、旧木造住宅耐震改修  
 工事助成金交付要綱（25 川ま情第 3850 号）第 12 条第 3 項の規定により完了の報告  
 を行ったものは、この要綱の第 11 条における助成金の額の規定について、別表を  
 次の表と読み替えることができる。

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
補強工事	3 / 4	2,775,000 円	1 / 2	1,850,000 円

附 則（平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2731 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1370 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱に基づく申請については、この要綱に基づく様式と同等の内容が確認で  
 きるものと認めた場合に限り、この要綱に基づく様式とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 620 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 482 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 3 川ま防第 717 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 川ま防第 666 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる。

別表（第 18 条関係）

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	4 / 5	150,000 円	4 / 5	150,000 円
部分耐震改修計画	3 / 4	150,000 円	2 / 3	150,000 円
補強工事	4 / 5	1,350,000 円	4 / 5	850,000 円
部分補強工事	3 / 4	950,000 円	2 / 3	600,000 円

## 2 2 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱

### 【まちづくり局防災まちづくり推進課】

(目的)

第 1 条 この要綱は、マンションの管理組合に対して、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成し、耐震改修等の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 区分所有された建築物で、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有するものをいう。
- (2) 住宅部分 区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分のうち、専ら住居の用に供する部分をいう。
- (3) 管理組合 区分所有法第 3 条及び第 65 条に規定する区分所有者の団体をいう。
- (4) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者で、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にいる者をいう。
- (5) 診断士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士で、同法第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している者をいう。

- (6) 施工者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。
- (7) 耐震診断 診断士が実施する法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断（敷地の整備に関するものを除く。）で、法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより行うものをいう。
- (8) 耐震設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に診断士が行う耐震改修の計画及び設計（敷地の整備に関するものを除く。）で、地震に対する安全性に係る基準に適合させるものをいう。
- (9) 耐震改修 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に施工者が行う法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修（敷地の整備に関するものを除く。）で、地震に対する安全性に係る基準に適合させるもの及び診断士が実施する建築士法第 2 条第 8 項に基づき行う工事監理をいう。
- (10) 耐震改修等 耐震診断、耐震設計及び耐震改修をいう。
- (11) 耐震判定委員会等 耐震診断及び耐震設計に関する評価・判定等を行う学識経験者等で構成される委員会等で、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年川崎市規則第 42 号）に定めるものをいう。

（事業要件）

第 3 条 この要綱に基づく耐震改修等の事業（以下「事業」という。）の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震診断 次に掲げる要件を満たすもの

ア 市内に所在するマンションで昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて着工されたもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地階を除く階数

が3以上のもの

ウ 複合用途のマンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、専有部分全体の床面積の合計の3分の2以上のもの

エ 区分所有法第1条に規定する、構造上区分された部分で独立して住居の用に供する専有部分の数が6以上のもの

オ 管理組合の総会で、耐震診断を実施することの決議がなされていること

カ 法人格を持たない管理組合にあつては、代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当しないこと。

キ 法人格を持つ管理組合にあつては、代表者又は役員が暴力団員に該当しないこと。

ク 建築基準法(昭和25年法律第201号)等に違反していることが明らかでないもの(建築基準法等に違反していることが明らかであるが、耐震改修の完了までに是正するものを含む。)

ケ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等を実施していないもの

(2) 耐震設計 次に掲げる要件を満たすもの

ア 管理組合の総会で、耐震設計を実施することの決議がなされていること

イ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震設計又は耐震改修を実施していないもの

ウ 前号アからエ及びカからクに掲げる要件を満たしているもの

(3) 耐震改修 次に掲げる要件を満たすもの

ア 管理組合の総会で、耐震改修を実施することの決議がなされていること

イ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震改修を実施していないもの

もの

ウ 耐震設計について法第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものであって、当該計画に基づく耐震改修又は耐震判定委員会等により、適正と評価を受けている耐震設計に基づく耐震改修であること

エ 前号ウに掲げる要件を満たしていること

2 事業の対象となる者は、マンションの管理組合とする。

(事業計画承認)

第 4 条 この要綱による助成金の交付を受け、耐震改修等を実施する者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付申請前に、川崎市マンション耐震改修等事業計画承認申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、耐震改修等事業を申請年度内に完了する場合はこの限りでない。

2 前項の申請において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 市長は、第 1 項の申請があった場合において、その内容を審査し、承認することを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業計画承認決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果、その内容が不相当であり、承認をしないことを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業計画不承認決定通知書（第 3 号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

5 第 1 項の規定に関わらず、申請者は助成金の交付申請前に、円滑かつ確実に申請が受理されるよう前条の規定による事業要件等について、あらかじめ事前相談を行うよう努めることとする。

(事業計画の変更申請、通知等)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた事業計画の変更をしようとするときは、川崎市マンション耐震改修等事業計画変更申請書（第4号様式）に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業計画変更承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業計画変更不承認決定通知書（第6号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該管理組合の代表者の住所又は氏名等のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、川崎市マンション耐震改修等管理組合変更届（第7号様式）に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（申請及び通知）

第6条 申請者は、川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付申請書（第8号様式）に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。ただし、第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を実施する場合は当該年度に係る部分に限る。

2 前項の申請において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、第3条第1項各号に掲げる事業区分に応じてそれぞれ定める要件及び第2項に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。



- 4 申請者は、前項の規定により交付決定を受ける前に、診断士又は施工者と当該耐震改修等に係る契約の締結及び耐震改修等の着手をしてはならない。ただし、第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を行う場合（当該承認を受けた年度を除く。）は、この項の規定を適用しない。
- 5 市長は、第3項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業助成金不交付決定通知書（第10号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

（市内中小企業者への優先発注に対する措置）

第7条 申請者は、助成金の交付決定額が1,000,000円を超える場合は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項に基づき、次の各号に掲げる方法により入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

- （1）3者以上の市内中小企業者による一般競争入札
- （2）2者以上の市内中小企業者による指名競争入札
- （3）2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収

2 申請者は、市内中小企業者から入札又は見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（参考様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

3 入札又は見積書の徴収について、市長が契約の性質上、第1項の方法により難しいと認める場合、又はその必要がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。

4 前項の場合において、申請者は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式）を提出するものとする。

(着手届)

第8条 第6条第3項の通知を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、耐震改修等に着手するものとし、当該着手の日から4日以内に川崎市マンション耐震改修等事業着手届(第12号様式)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

2 前項の届出において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を行う場合は、第一項の規定による提出は当初年度のみ行い、次年度以降は不要とする。

(変更申請及び通知)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付変更申請書(第13号様式)に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に助成金の額の変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付変更不承認決定通知書(第15号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

4 申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市マンション耐震改修等事業変更届(第16号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(取止届)

第 10 条 第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者は、耐震改修等を取り止めようとするときは、速やかに川崎市マンション耐震改修等事業取止届（第 17 号様式）により市長に届け出なければならない。

(完了時まで満たすべき要件)

第 11 条 完了時まで満たすべき要件は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断事業

耐震診断の結果について耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

(2) 耐震設計事業

耐震設計の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

(完了報告)

第 12 条 第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者は、耐震改修等を完了したときは、第 6 条第 1 項に基づく申請を行った年度の 1 月末まで又は完了日から 4 日以内のいずれか早い方に川崎市マンション耐震改修等事業完了報告書（第 18 号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第 4 条による事業計画承認を受けた場合又は市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

2 前項に定める必要書類のうち、発注実績報告書（第 19 号様式）については、対象経費のうち、1 件の金額が 1, 0 0 0, 0 0 0 円を超える助成金額となる案件について記載するものとし、第 7 条第 1 項の規定により市内中小企業者による入札又は見積書

を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

- 3 市長は、第1項の報告があったとき、その内容を確認し、確認の結果、必要と認めるときは、検査を実施することができる。

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の確認又は検査により、耐震改修等が適正に行われ、かつ、報告の内容が第11条に定める要件を満たしていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市マンション耐震改修等事業助成金額確定通知書（第20号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第14条 申請者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日から30日以内に、川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付請求書（第21号様式）により、市長に助成金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第15条 申請者は、第8条第1項の着手届により届け出た請負業者等に、前条による助成金の受領を委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、第12条に定める報告と同時に、代理受領に係る委任状（第22号様式）を市長に提出しなければならない。

(指導等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に耐震改修等を適切に行うよう指導をすることができる。

2 市長は、指導の結果の報告を求めることができる。

(助成金交付決定の取消)

第 17 条 市長は、第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市マンション耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書（第 22 号様式）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第 6 条第 3 項又は第 9 条第 2 項の通知を受けたとき
- (2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(助成金の返還)

第 18 条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第 19 条 市長は、予算の範囲内において、耐震診断に要した費用及び耐震判定委員会等の判定に要する費用を合算した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 3 分の 2 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

2 前項における助成金額は、1 住戸あたり 4 0, 0 0 0 円を限度とする。

3 市長は、予算の範囲内において、耐震設計に要した費用及び耐震判定委員会等の判定に要する費用を合算した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 3 分の 2 を

乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

4 前項における助成金額は、1住戸あたり50,000円を限度とする。

5 市長は、予算の範囲内において、耐震改修に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に15.2%を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

6 前項における助成金額は、1住戸あたり300,000円を限度とする。

（申請者の努力義務）

第20条 第12条第1項の規定により耐震設計の報告を行った申請者は、法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けるよう努めなければならない。

（財産の処分）

第21条 第14条第2項の規定により助成金の交付を受けた申請者は、耐震改修等により効用の増加した財産を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日19川ま備第1162号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱の施行日前の助成決定組合は、耐震設計及び耐震改修等において、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 12 月 15 日 20 川ま備第 680 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 31 日 23 川ま備第 1986 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 11 月 19 日 25 川ま備第 1330 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日 25 川ま備第 2046 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日 27 川ま備第 1711 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日 29 川ま建管第 3265 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1371 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 643 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱 (平成 12 年 2 月 22 日)、川崎市マンション耐震診断事業助成実施要領 (平成 12 年 2 月 7 日) 及び川崎市マンション耐震改修等事業助成実施要領 (平成 19 年 6 月 1 日) は廃止する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 493 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日 4 川ま防第 671 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



## 別記

様式	書類
第1号様式	事業計画承認申請書
第2号様式	事業計画承認決定通知書
第3号様式	事業計画不承認決定通知書
第4号様式	事業計画変更申請書
第5号様式	事業計画変更承認決定通知書
第6号様式	事業計画変更不承認決定通知書
第7号様式	管理組合変更届
第8号様式	交付申請書
第9号様式	交付決定通知書
第10号様式	不交付決定通知書
第11号様式	理由書
第12号様式	着手届
第13号様式	交付変更申請書
第14号様式	交付変更決定通知書
第15号様式	交付変更不承認決定通知書
第16号様式	変更届
第17号様式	取止届
第18号様式	完了報告書
第19号様式	発注実績報告書
第20号様式	助成金額確定通知書
第21号様式	交付請求書
第22号様式	代理受領に係る委任状
第23号様式	交付決定取消通知書

## 2 3 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱

### 【まちづくり局防災まちづくり推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、特定建築物等の所有者等に対して、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成し、耐震改修等の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建築物 法第14条及び法附則第3条第1項に掲げる建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有する建築物又は建築物の部分を除く。
- (2) 小規模福祉施設等 病院、老人ホーム、幼稚園並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第6条第1項第2号（病床を有するものに限る。）、第8号及び第9号に規定する建築物で、別表第1に定めるもののうち、令第6条第2項第1号から第3号までにそれぞれ規定する規模に満たないものかつその用途に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上であるものをいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有する建築物又は建築物の部分を除く。
- (3) 特定建築物等 特定建築物及び小規模福祉施設等をいう。
- (4) 所有者等 次のいずれかの者をいう。

ア この要綱に基づく耐震改修等の事業（以下「事業」という。）を行う特定建築物等の所有者

イ 市長がアに掲げる者と同等と認める者

- (5) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者で、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にいる者をいう。
- (6) 診断士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士で、同法第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している者をいう。
- (7) 施工者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。
- (8) 耐震診断 診断士が実施する法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断（敷地の整備に関するものを除く。）で、法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより行うものをいう。
- (9) 耐震設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に診断士が行う耐震改修の計画及び設計（敷地の整備に関するものを除く。）で、地震に対する安全性に係る基準に適合させるものをいう。
- (10) 耐震改修 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に施工者が行う法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修（敷地の整備に関するものを除く。）で、地震に対する安全性に係る基準に適合させるもの及び診断士が実施する建築士法第 2 条第 8 項に基づき行う工事監理をいう。
- (11) 耐震改修等 耐震診断、耐震設計及び耐震改修をいう。
- (12) 耐震判定委員会等 耐震診断及び耐震設計に関する評価・判定等を行う学識経験者等で構成される委員会等で、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年川崎市規則第 42 号）に定めるものをいう。

(事業要件)

第3条 この要綱に定める事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震診断 次に掲げる要件を満たすもの

ア 市内に所在する特定建築物等で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工されたもの（法附則第3条第1項に規定する建築物を除く。）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に違反していることが明らかでないもの（建築基準法等に違反していることが明らかであるが、耐震改修の完了までに是正するものを含む。）

ウ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等を実施していないもの

(2) 耐震設計 次に掲げる要件を満たすもの

ア 市内に所在する特定建築物等で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工されたもの

イ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震設計及び耐震改修を実施していないもの

ウ 前号イに掲げる要件を満たしていること。

(3) 耐震改修 次に掲げる要件を満たすもの

ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震改修を実施していないもの

イ 前号ア及びウに掲げる要件を満たしていること。

ウ 耐震設計について法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものであって、当該計画に基づく耐震改修又は耐震判定委員会等により、適正と評価を受けている耐震設計に基づく耐震改修であること。

2 事業の対象となる者は、所有者等とする。

(事業計画承認)

第4条 この要綱による助成金の交付を受け、耐震改修等を実施する者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付申請前に、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画承認申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、耐震改修等を申請年度内に完了する場合はこの限りでない。

2 前項の申請において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、その内容を審査し、承認することを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画承認決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果、その内容が不相当であり、承認しないことを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画不承認決定通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

5 第1項の規定に関わらず、申請者は助成金の交付申請前に、円滑かつ確実に申請が受理されるよう前条の規定による事業要件等について、あらかじめ事前相談を行うよう努めることとする。

(事業計画の変更申請、通知等)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた事業計画の変更をしようとするときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画変更申請書（第4号様式）に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画変更承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画変更不承認決定通知書（第6号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、その住所又は氏名等のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業計画変更届（第7号様式）に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（申請及び通知）

第6条 申請者は、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付申請書（第8号様式）に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。ただし、第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を実施する場合は当該年度に係る部分に限る。

2 前項の申請において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、第3条第1項各号に掲げる事業区分に応じてそれぞれ定める要件及び第2項に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項の規定により交付決定を受ける前に、診断士又は施工者と当該耐震改修等に係る契約の締結及び耐震改修等の着手をしてはならない。ただし、第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を行う場合（当該承認を受けた年度を除く。）は、この項の規定を適用しない。

5 市長は、第3項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金不交付決定通知書（第10号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(市内中小企業者への優先発注に対する措置)

第7条 申請者は、助成金の交付決定額が1,000,000円を超える場合は、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項に基づき、次の各号に掲げる方法により入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

(1) 3者以上の市内中小企業者による一般競争入札

(2) 2者以上の市内中小企業者による指名競争入札

(3) 2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収

2 申請者は、市内中小企業者から入札又は見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(参考様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

3 入札又は見積書の徴収について、市長が契約の性質上、第1項の方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。

4 前項の場合において、申請者は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第11号様式)を提出するものとする。

(着手届)

第8条 第6条第3項の通知を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、耐震改修等に着手するものとし、当該着手の日から4日以内に川崎市特定建築物等耐震改修等事業着手届(第12号様式)に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

2 前項の届出において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添

付を省略することができる。

- 3 第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を行う場合は、第1項の規定による提出は当初年度のみ行い、次年度以降は不要とする。

(変更申請及び通知)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付変更申請書(第13号様式)に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に助成金の額の変更を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付変更不承認決定通知書(第15号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

- 4 申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市特定建築物等耐震改修等事業変更届(第16号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(取止届)

第10条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、耐震改修等を取り止めようとするときは、速やかに川崎市特定建築物等耐震改修等事業取止届(第17号様式)により市長に届け出なければならない。

(完了時まで満たすべき要件)



第 11 条 完了時までには満たすべき要件は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断事業

耐震診断の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

(2) 耐震設計事業

耐震設計の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

(完了報告)

第 12 条 第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者は、耐震改修等を完了したときは、同条第 1 項に基づく申請を行った年度の 1 月末まで又は完了日から 4 日のいずれか早い方に川崎市特定建築物等耐震改修等事業完了報告書（第 18 号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第 4 条による事業計画承認を受けた場合又は市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

2 前項に定める必要書類のうち、発注実績報告書（第 19 号様式）については、対象経費のうち、1 件の金額が 1, 0 0 0, 0 0 0 円を超える助成金額となる案件について記載するものとし、第 7 条第 1 項の規定により市内中小企業者による入札又は見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 市長は、第 1 項の報告があったとき、その内容を確認し、確認の結果、必要と認めるときは、検査を実施することができる。

(助成金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の確認又は検査により、耐震改修等が適正に行われ、かつ、報告の内容が第 11 条に定める要件を満たしていると認めるときは、交付すべき助成金の

額を確定し、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金額確定通知書（第 20 号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 14 条 申請者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日から 30 日以内に、川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付請求書（第 21 号様式）により、市長に助成金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

（代理受領）

第 15 条 申請者は、第 8 条第 1 項の着手届により届け出た請負業者等に、前条による助成金の受領を委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、第 12 条に定める報告と同時に、代理受領に係る委任状（第 22 号様式）を市長に提出しなければならない。

（指導等）

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に耐震改修等を適切に行うよう指導をすることができる。

2 市長は、指導の結果の報告を求めることができる。

（助成金交付決定の取消）

第 17 条 市長は、第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書（第 23 号様式）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第6条第3項又は第9条第2項の通知を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第19条 市長は、予算の範囲内において、耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に別表第2第1項の補助率を乗じて得た額又は同表第1項の限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

2 前項における耐震診断に要した費用は、次の各号に定める額を限度とする。ただし、設計図書の復元、耐震判定委員会等の判定に要する費用として1,570,000円を限度として加算することができる。

(1) 延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

(2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

(3) 延べ面積2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡

3 市長は、予算の範囲内において、耐震設計に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に別表第2第2項の補助率を乗じて得た額又は同表第2項の限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

4 市長は、予算の範囲内において、耐震改修に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に別表第2第3項の補助率を乗じて得た額又は同表第3項の限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

5 前項における耐震改修に要した費用は、次の各号に定める額を限度とする。

(1) 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅については、34,100円/㎡。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにおいては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。

(2) 前号に掲げる共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上でありかつ地階を除く階数が原則として3以上のものについては、50,200円/㎡

(3) 前各号以外の建築物については、51,200円/㎡

(申請者の努力義務)

第20条 第12条第1項の規定により耐震設計の報告を行った申請者は、法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けるよう努めなければならない。

(財産の処分)

第21条 第14条第2項の規定により助成金の交付を受けた申請者は、耐震改修等により効用の増加した財産を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日 28 川ま建管第 3458 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1361 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 631 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 484 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 川ま防第 642 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

病院
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
老人デイサービスセンター
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
小規模多機能型居宅介護施設
救護施設
更生施設
障害者支援施設
特定施設入所者生活介護に係る施設
介護老人福祉施設
診療所
助産所
老人短期入所施設
保育所（無認可施設を含む）
乳児院
児童養護施設
障害児入所施設
児童発達支援センター
児童心理治療施設
福祉ホーム
老人福祉センター
児童厚生施設
身体障害者福祉センター
視聴覚障害者情報提供施設
幼稚園
その他これらに類するもの

別表第 2（第 19 条関係）

		補助率	限度額	
			法第 1 4 条に規定する建築物 及び小規模福祉施設等	法附則第 3 条第 1 項に規定 する建築物
1	耐震診断	2/3	2,300,000 円	—
2	耐震設計	2/3	1,400,000 円	1,400,000 円
3	耐震改修	23%	10,000,000 円	40,000,000 円

別記

様式	書類
第1号様式	事業計画承認申請書
第2号様式	事業計画承認決定通知書
第3号様式	事業計画不承認決定通知書
第4号様式	事業計画変更申請書
第5号様式	事業計画変更承認決定通知書
第6号様式	事業計画変更不承認決定通知書
第7号様式	事業計画変更届
第8号様式	交付申請書
第9号様式	交付決定通知書
第10号様式	不交付決定通知書
第11号様式	理由書
第12号様式	着手届
第13号様式	交付変更申請書
第14号様式	交付変更決定通知書
第15号様式	交付変更不承認決定通知書
第16号様式	変更届
第17号様式	取止届
第18号様式	完了報告書
第19号様式	発注実績報告書
第20号様式	助成金額確定通知書
第21号様式	助成金交付請求書
第22号様式	代理受領に係る委任状
第23号様式	助成金交付決定取消通知書

## 2 4 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱

### 【まちづくり局防災まちづくり推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断義務化沿道建築物の所有者等に対して、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成し、耐震改修等の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断義務化沿道建築物 法第7条第3号に掲げる建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有する建築物又は建築物の部分を除く。

(2) 所有者等 次のいずれかの者をいう。

ア この要綱に基づく耐震改修等の事業（以下「事業」という。）を行う耐震診断義務化沿道建築物の所有者

イ 市長がアに掲げる者と同等と認める者

(3) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者をいう。

(4) 診断士 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に規定する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している者をいう。



- (5) 施工者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。
- (6) 耐震診断 診断士が実施する法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断（敷地の整備に関するものを除く。）で、法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより行うものをいう。
- (7) 耐震設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に診断士が行う耐震改修の計画及び設計（敷地の整備に関するものを除く。）で、地震に対する安全性に係る基準に適合させるものをいう。
- (8) 耐震改修 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に施工者が行う法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修（敷地の整備に関するものを除く。）で、地震に対する安全性に係る基準に適合させるもの及び診断士が実施する建築士法第 2 条第 8 項に基づき行う工事監理をいう。
- (9) 段階的改修 やむを得ない理由により、工事を 2 回に分けて行う耐震改修のことで、第 1 回目の耐震改修により耐震性を一定程度向上させ、第 2 回目の耐震改修により、地震に対する安全性に係る基準に適合させるものをいう。
- (10) 除却 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に施工者が行う耐震診断義務化沿道建築物のすべてを除却するものをいう。
- (11) 耐震改修等 耐震診断、耐震設計、耐震改修、段階的改修及び除却をいう。
- (12) 耐震性を一定程度向上させる 次のいずれかのものをいう。

ア 対象建築物における階別の構造耐震指標又は上部構造評点（以下「構造耐震指標等」という。）のうち、最も低い構造耐震指標等を有する階を含んで、少なくともその階より下階すべてについて、階ごとの構造耐震指標等を地震に対する安全性に係る基準に適合させるものをいう。

イ 構造上複数棟に分かれている場合は、少なくとも最も低い構造耐震指標等を有

する棟を含む1棟又は複数棟を、地震に対する安全性に係る基準に適合させるものをいう。

- (13) 耐震判定委員会等 耐震診断及び耐震設計に関する評価・判定等を行う学識経験者等で構成される委員会等で、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年川崎市規則第42号）に定めるものをいう。

（事業要件）

第3条 この要綱に定める事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断 次に掲げる要件を満たすもの

ア 市内に所在する耐震診断義務化沿道建築物であるもの

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に違反していることが明らかでないもの（建築基準法等に違反していることが明らかであるが、耐震改修の完了までに是正するものを含む。）

ウ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等（除却を除く。）を実施していないもの。ただし、旧川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱（27川ま建管第1266号、平成31年3月31日廃止）に基づく一般診断を受けているものは除く。

- (2) 耐震設計 次に掲げる要件を満たすもの

ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震設計、耐震改修又は段階的改修を実施していないもの

イ 前号ア及びイに掲げる要件を満たしているもの

- (3) 耐震改修 次に掲げる要件を満たすもの

ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震改修又は段階的改修を実施していないもの

イ 前号イに掲げる要件を満たしていること。

ウ 耐震設計について法第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものであって、当該計画に基づく耐震改修又は耐震判定委員会等により、適正と評価を受けている耐震設計に基づく耐震改修であること。

(4) 段階的改修 次に掲げる要件を満たすもの

ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震改修又は段階的改修の第 2 回目の耐震改修を実施していないもの

イ 第 2 号イに掲げる要件を満たしていること。

ウ 耐震設計について法第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものであって、当該計画に基づく耐震改修又は耐震判定委員会等により、適正と評価を受けている耐震設計に基づく耐震改修であること。

(5) 除却 次に掲げる要件を満たすもの

ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付による耐震改修又は段階的改修を実施していないもの

イ 第 2 号イに掲げる要件を満たしていること。

2 事業の対象となる者は、所有者等とする。

(事業計画承認)

第 4 条 この要綱による助成金の交付を受け、耐震改修等を実施する者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付申請前に、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画承認申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、耐震改修等を申請年度内に完了する場合はこの限りでない。

2 前項の申請において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 市長は、第 1 項の申請があった場合において、その内容を審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画承認決定通知

書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の審査の結果、その内容が不相当であり、承認しないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画不承認決定通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定に関わらず、申請者は助成金の交付申請前に、円滑かつ確実に申請が受理されるよう前条の規定による事業要件等について、あらかじめ事前相談を行うよう努めることとする。

（事業計画の変更申請、通知等）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた事業計画の変更をしようとするときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更申請書（第4号様式）に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更不承認決定通知書（第6号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、その住所又は氏名等のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更届（第7号様式）に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（申請及び通知）

第6条 申請者は、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付申請書（第8号様式）に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。ただし、第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を実施する場合は当該年度に係る部分に限る。

2 前項の申請において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、第3条第1項各号に掲げる事業区分に応じてそれぞれ定める要件及び第2項に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項の規定により交付決定を受ける前に、診断士又は施工者と当該耐震改修等に係る契約の締結及び耐震改修等の着手をしてはならない。ただし、第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を行う場合（当該承認を受けた年度を除く。）は、この項の規定を適用しない。

5 市長は、第3項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金不交付決定通知書（第10号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

（市内中小企業者への優先発注に対する措置）

第7条 申請者は、助成金の交付決定額が1,000,000円を超える場合は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項に基づき、次の各号に掲げる方法により入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

- (1) 3者以上の市内中小企業者による一般競争入札
- (2) 2者以上の市内中小企業者による指名競争入札
- (3) 2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収

- 2 申請者は、市内中小企業者から入札又は見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（参考様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 3 入札又は見積書の徴収について、市長が契約の性質上、第1項の方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。
- 4 前項の場合において、申請者は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式）を提出するものとする。

（着手届）

第8条 第6条第3項の通知を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、耐震改修等に着手するものとし、当該着手の日から4日以内に川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業着手届（第12号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

- 2 前項の届出において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付を省略することができる。
- 3 第4条第3項の承認を受け、2か年度以上に渡り耐震改修等を行う場合は、第1項の規定による提出は当初年度のみ行い、次年度以降は不要とする。

（変更申請及び通知）

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付変更申請書（第13号様式）に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に助成

金の額の変更を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書（第 14 号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付変更不承認決定通知書（第 15 号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業変更届（第 16 号様式）に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（取止届）

第 10 条 第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者は、耐震改修等を取り止めようとするときは、速やかに川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業取止届（第 17 号様式）により市長に届け出なければならない。

（完了時までには満たすべき要件）

第 11 条 完了時までには満たすべき要件は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）耐震診断事業

耐震診断の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

（2）耐震設計事業

耐震設計の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

(完了報告)

第 12 条 第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者は、耐震改修等を完了したときは、同条第 1 項に基づく申請を行った年度の 1 月末まで又は完了日から 4 日以内のいずれか早い方に川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業完了報告書（第 18 号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第 4 条による事業計画承認を受けた場合又は市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

2 前項に定める必要書類のうち、発注実績報告書（第 19 号様式）については、対象経費のうち、1 件の金額が 1, 0 0 0, 0 0 0 円を超える助成金額となる案件について記載するものとし、第 7 条第 1 項の規定により市内中小企業者による入札又は見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 市長は、第 1 項の報告があったとき、その内容を確認し、確認の結果、必要と認めるときは、検査を実施することができる。

(助成金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の確認又は検査により、耐震改修等が適正に行われ、かつ、報告の内容が第 11 条に定める要件を満たしていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金額確定通知書（第 20 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 14 条 申請者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日から 30 日以内に、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付請求書（第 21 号様式）により、市長に助成金の請求をしなければならない。



2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第 15 条 申請者は、第 8 条第 1 項の着手届により届け出た請負業者等に、前条による助成金の受領を委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、第 12 条に定める報告と同時に、代理受領に係る委任状（第 22 号様式）を市長に提出しなければならない。

(指導等)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に耐震改修等を適切に行うよう指導をすることができる。

2 市長は、指導の結果の報告を求めることができる。

(助成金交付決定の取消)

第 17 条 市長は、第 6 条第 3 項の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書（第 23 号様式）により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により第 6 条第 3 項又は第 9 条第 2 項の通知を受けたとき

(2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(助成金の返還)

第 18 条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取

り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第 19 条 市長は、予算の範囲内において、耐震診断に要した費用に別表第 1 項の補助率を乗じて得た額又は同表第 1 項の限度額のいずれか低い額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

2 前項における耐震診断に要した費用は、次の各号に定める額を限度とする。ただし、設計図書の復元、耐震判定委員会等の判定に要する費用として 1, 570, 000 円を限度として加算することができる。

(1) 延べ面積 1, 000 m<sup>2</sup> 以内の部分は 3, 670 円 / m<sup>2</sup>

(2) 延べ面積 1, 000 m<sup>2</sup> を超えて 2, 000 m<sup>2</sup> 以内の部分は 1, 570 円 / m<sup>2</sup>

(3) 延べ面積 2, 000 m<sup>2</sup> を越える部分は 1, 050 円 / m<sup>2</sup>

3 市長は、予算の範囲内において、耐震設計に要した費用に別表第 2 項の補助率を乗じて得た額又は同表第 2 項の限度額のいずれか低い額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

4 市長は、予算の範囲内において、耐震改修に要した費用に別表第 3 項の補助率を乗じて得た額又は同表第 3 項の限度額のいずれか低い額（1, 000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

5 前項における耐震改修に要した費用は、次の各号に定める額（一部除却を含む耐震改修又は段階的改修については、一部除却後の延べ面積により算定した額）を限度とする。

(1) 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅については、34, 100 円 / m<sup>2</sup>。ただし、

店舗等の用途を兼ねるものにおいては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。

(2) 前号に掲げる共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が  
1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上でありかつ地階を除く階数が原則として3以上のものについては  
、5 0, 2 0 0 円/m<sup>2</sup>

(3) 前各号以外の建築物については、5 1, 2 0 0 円/m<sup>2</sup>

6 段階的改修の第1回目の耐震改修について、市長は、予算の範囲内において、次の各号に定める額のいずれか低い額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

(1) 段階的改修の第1回目の耐震改修に要した費用に別表第3項の補助率を乗じて得た額

(2) 別表第3項の限度額に第1回目の耐震改修に要した費用を第1回目の耐震改修に要した費用及び第2回目の耐震改修に要すると想定される費用の和で除して得た割合を乗じて得た額

7 前項第1号における段階的改修の第1回目の耐震改修に要した費用は、第5項に定める額に第1回目の耐震改修に要した費用を第1回目の耐震改修に要した費用及び第2回目の耐震改修に要すると想定される費用の和で除して得た割合を乗じて得た額を限度とする。

8 段階的改修の第2回目の耐震改修について、市長は、予算の範囲内において、次の各号に定める額のいずれか低い額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から第1回目の耐震改修における助成額を減じて得た額を助成する。

(1) 第1回目及び第2回目の耐震改修に要した費用の和に別表第3項の補助率を乗じて得た額

(2) 別表第3項の限度額

9 前項第1号における第1回目及び第2回目の耐震改修に要した費用の和は、第5項に定める額を限度とする。

- 10 市長は、予算の範囲内において、除却に要した費用に別表第4項の補助率を乗じて得た額又は同表第4項の限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。
- 11 前項における除却に要した費用は、第5項に定める額を限度とする。
- 12 本条に定める耐震改修等に要した費用については、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

（申請者の努力義務）

第20条 第12条第1項の規定により耐震設計の報告を行った申請者は、法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けるよう努めなければならない。

- 2 第12条第1項の規定により段階的改修の第1回目の耐震改修の報告を行った申請者は、早期に第2回目の耐震改修を完了するよう努めなければならない。

（財産の処分）

第21条 第14条第2項の規定により助成金の交付を受けた申請者は、耐震改修等により効用の増加した財産を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27川ま建管第3344号）

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日 28 川ま建管第 3459 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 川ま建管第 3262 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1363 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱（平成 28 年 3 月 31 日）は廃止する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 630 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 506 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 川ま防第 618 号）

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

		木造在来工法で地階を除く階数が 3以下の建築物		左記以外の建築物	
		補助率	限度額	補助率	限度額
1	耐震診断	11/12	60,000円	10/10	—
2	耐震設計	11/12	120,000円	5/6	1,750,000円
3	耐震改修	49/60	1,470,000円	11/15	44,000,000円
4	除却	49/60	1,080,000円	11/15	22,000,000円

別記

様式	書類
第1号様式	事業計画承認申請書
第2号様式	事業計画承認決定通知書
第3号様式	事業計画不承認決定通知書
第4号様式	事業計画変更申請書
第5号様式	事業計画変更承認決定通知書
第6号様式	事業計画変更不承認決定通知書
第7号様式	事業計画変更届
第8号様式	交付申請書
第9号様式	交付決定通知書
第10号様式	不交付決定通知書
第11号様式	理由書
第12号様式	着手届
第13号様式	交付変更申請書
第14号様式	交付変更決定通知書
第15号様式	交付変更不承認決定通知書
第16号様式	変更届
第17号様式	取止届
第18号様式	完了報告書
第19号様式	発注実績報告書
第20号様式	助成金額確定通知書
第21号様式	交付請求書
第22号様式	代理受領に係る委任状
第23号様式	交付決定取消通知書

## 2 5 川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱

【まちづくり局まちづくり調整課】

### 【前文】

震災対策への取組は、川崎市地震防災戦略などに基づき、自助・共助・公助の考え方により、行政・市民・事業者がそれぞれの責務を果たし、相互に連携して協力していくことを基本としている。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、市内の高層集合住宅において、エレベーター、水道及び電気といったライフラインが停止し、高層階に居住する市民の日常生活に支障を来した。

こうした状況を踏まえ、市は、震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階に残留した居住者が利用できるよう、生活必需品や避難等に必要な用具の備蓄を行うためのスペースの確保や、低層階部分に停電時でも利用可能なトイレの設置の必要性を認識したところである。

そこで、防災協働社会の形成と減災を目指して策定された「川崎市地震防災戦略」や「川崎市備蓄計画」に示されている具体的施策と連携を図りながら、自助・共助・公助の考え方に基づき、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備等に関し必要な事項を定めるため、この要綱を制定するものである。

### （目的）

第1条 この要綱は、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備等に関し必要な事項を定めることにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高層集合住宅 地階を除く階数が10以上の建築物のうち、共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）をいう。

- (2) 事業者 高層集合住宅の建築主をいう。
- (3) 居住者 高層集合住宅に居住している者（居住を予定している者を含む。）をいう。
- (4) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (5) 管理業者 高層集合住宅の所有者又は管理組合から委託を受けて当該高層集合住宅の管理を行う者をいう。
- (6) 居住者等 高層集合住宅の居住者又は管理組合若しくは管理業者をいう。
- (7) 防災備蓄スペース 震災時の備えとして必要な備蓄品（所要の生活必需品、簡易トイレ及び防災用品等、居住者等が震災対策として自主的に備蓄する必要があると判断したものをいう。）を共同で備蓄するためのスペースをいう。
- (8) 防災対応トイレ 直結給水方式その他停電時に使用可能な設備等を有するトイレをいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、川崎市内の高層集合住宅について適用する。

（市の責務）

第4条 市は、この要綱の目的を達成するため、事業者の理解と協力の下に、高層集合住宅の震災対策に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、この要綱の目的を達成するため、高層集合住宅の建築に当たっては、自らの責任と負担において、震災対策に関し必要な施設の整備を図るよう努めなければならない。

（居住者等の責務）

第6条 居住者等は、この要綱の目的を達成するため、居住する高層集合住宅の管理規約、使用細則その他これらに類する規程を遵守するとともに、震災対策として整備された施設を適正に管理するよう努めなければならない。



(施設の整備)

第7条 事業者は、高層集合住宅を新たに建築しようとするときは、居住者の震災対策の用に供するため、その敷地内（市長が認める場合を除く。）に、次に掲げる施設（以下「震災対策用施設」という。）の整備を行うよう努めるものとする。

- (1) 防災備蓄スペース
- (2) 防災対応トイレ

2 前項に掲げる震災対策用施設の整備基準は、施設の区分に応じ、別表に定めるところによる。ただし、別表に定める整備基準と同等以上と認められる機能を有する事業者の整備計画については、これを妨げるものではない。

3 前2項の規定により整備された震災対策用施設には、居住者が容易に確認できる位置に、震災対策用施設である旨を記載した表示板を設置するものとする。

(計画建築物の事前協議)

第8条 事業者は、高層集合住宅を新たに建築しようとするときは、前条第1項で定める震災対策用施設の整備計画について、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第12条に規定する事業概要書又は川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）第9条第3項に規定する届出で川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例施行規則（平成8年川崎市規則第10号）第6条第1項に規定する標識設置届とともに、事前協議書（第1号様式）を提出して、あらかじめ市長と協議しなければならない。震災対策用施設の整備計画を変更しようとする場合（軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。

(推進方策等)

第9条 事業者は、震災対策用施設を整備したときは、完了届（第2号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、震災対策用施設が別表に定める整備基準に適合していることを確

認できたときは、事業者に対し、整備基準適合証（第3号様式）を交付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整備基準適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった高層集合住宅が、増築、改築、用途の変更又は大規模の修繕により整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

4 市長は、第1項の報告を受けた場合において、事業者の同意を得た上で、高層集合住宅ごとの震災対策用施設の整備状況について、本市のホームページに登載する方法により、市民に公表することができる。

（維持管理等）

第10条 事業者は、この要綱に定める震災対策用施設を整備したときは、当該高層集合住宅の重要事項説明書（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項の説明等を記載した書面をいう。）に震災対策用施設の整備の状況を記載すること等により居住者等へ周知を図るよう努めなければならない。

2 居住者等は、具体的な維持・管理方法等に関するルールを作成し、施設の適正な維持管理に努めなければならない。

（既存建築物に対する特例）

第11条 事業者又は居住者等は、この要綱の施行の際現に存する高層集合住宅又は工事中の高層集合住宅について、震災対策用施設を整備したときは、確認申請書（第4号様式）により、市長に確認を申請することができる。

2 市長は、震災対策用施設が別表に定める整備基準に適合していることを確認できたときは、事業者又は居住者等に対し、第9条第2項から第4項までの規定に準じた推進方策等を講ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の日前において、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第12条の規定による事業概要書の提出を行った事業又は川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）第8条第1項の規定により標識を設置した事業のうち、工事に着手していない事業に係る高層集合住宅は、第11条に規定する既存建築物とみなして、同条の規定を適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

震災対策用施設の整備基準

施設	整備基準
1 防災備蓄スペース	<p>(1) 所要の食料、飲料水、簡易トイレ及び生活必需品等を備蓄できる大きさを有すること。</p> <p>(2) 停電時に使用可能な照明器具等を備えたものであること。</p> <p>(3) 地階を除く階数10以上の階の居住者が利用可能な位置（各居住階からの最長歩行距離が2層以内ごと）に設置すること。</p>
2 防災対応トイレ	<p>居住者が共同で使用できる避難階の共用部分に、停電時に使用可能な照明器具等を備えた防災対応トイレを1箇所以上設置すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 高層集合住宅内部に設置できないものの、隣接する同じ敷地内の別棟の建築物の内部に、防災対応トイレを設置することができる場合</p> <p>(2) 防災住民組織（町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。）が同じ団地内の別棟の建築物の内部に、利用可能な防災対応トイレが設置される場合</p> <p>(3) 高層集合住宅内部に設置できないものの、敷地内の下水道マンホール内に直接廃棄する簡易設営タイプの防災対応トイレを設置することができる場合</p>

\* その他整備基準に関し必要な事項は、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱に関するガイドライン」に定める。

## 26 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱

【まちづくり局建築指導課】

(目的)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するため、道路等及び公園等に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部に対する助成金の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱を含む。）をいい、擁壁及び土留めは含めない。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第42条に規定する道路（以下「基準法上の道路」という。）のほか、不特定多数の者の通行の用に供する通路をいう。
- (3) 公園等 都市公園法第2条に規定する都市公園及びその他の不特定多数の者が利用する公園及び広場をいう。
- (4) ブロック塀等所有者等 ブロック塀等の所有者（共有のものにあつては、その代表者）及び管理者をいう。
- (5) 助成対象工事 川崎市域において、道路等又は公園等に面し、別表1に掲げる安全性が確認できない高さ1.2mを超えるブロック塀等について、ブロック塀等の高さが1.2m以下となるように撤去（門柱のみの撤去を除く。）する工事をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第10条の通知を受けた同一の敷地で行う事業は除く。
- (6) 申請者 この要綱に基づき、助成金の交付を受けようとするブロック塀等所有者等をいう。
- (7) 助成対象者 この要綱に基づき、助成金の交付決定を受けたブロック塀等所有者等で撤去を行う者をいう。

(対象費用及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、前条第5号に規定する助成対象工事に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び川崎市等の他の事業により助成対象工事について助成金を受ける部分に係る費用は除く。

- 2 助成金の額は、対象費用又はブロック塀等の見付面積に単価上限 12,500 円/m<sup>2</sup>を乗じて算出した事業費のいずれか低い方の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、助成金の額は、300,000 円を上限とする。また、助成金の額の算定において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、助成金の額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 4 条 申請者は、助成金交付申請書（第 1 号様式、第 1 - 1 号様式、第 1 - 2 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業開始予定日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の撤去前の写真等
- (2) 案内図
- (3) 配置面
- (4) 見付図
- (5) 助成対象工事の見積書等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、やむを得ない場合を除き、助成金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る助成金の交付の決定又は助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 申請者は、第 4 条の規定による申請をした日から前条第 1 項の規定により市長が交付を決定する前日までに、助成金交付申請取下げ届（第 4 号様式）により交付申請を取下げることができる。

(事業の着手)

第 7 条 助成対象者は、第 4 条の規定による交付申請における事業開始予定日にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定による助成金の交付決定後でなければ、事業に着手してはならない。

(事業の変更等)

第 8 条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）においては、助成金変更承認申請書（第 5 号様式）を、事業の廃止をしようとする場合においては、助成金廃止承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 対象費用又は事業内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象者を変更しようとするとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

- (1) 助成金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 助成金変更承認通知書（第 7 号様式）
- (2) 助成金廃止承認申請書の提出があった場合において、廃止を承認すべきものと認めたとき 助成金廃止承認通知書（第 8 号様式）
- (3) 助成金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認することが不適當であると認めたとき 助成金変更不承認通知書（第 9 号様式）

3 助成対象者は、第 1 項ただし書きにある助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更をしようとする場合においては、助成金軽微変更届（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第 9 条 助成対象者は、第 5 条第 1 項に規定する助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、助成金工事完了報告書（第 12 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として、当該事業に係る助成金の交付決定を受けた年度の 2 月末日までに市長に提出

しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

- (1) ブロック塀等の撤去後の写真
- (2) 助成対象工事の契約書等の写し
- (3) 助成対象工事の領収書の写し

(助成金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 13 号様式）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第 11 条 前条に規定する通知を受けた助成対象者は、速やかに、助成金交付請求書（第 14 号様式）により当該助成金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 12 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 正当な理由なく、助成金の交付請求を行わなかったとき
- (4) 前 3 号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の取消しをした場合は、助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により助成対象者に助成金の交付決定を取り消す旨を通知するものとする。

(フェンス新設に係る責務)

第 13 条 助成対象者は、ブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合には、軽量フェンス等の設置に努めるものとする。やむを得ずブロック塀等を新設する場合には、建築基準関係規定に適合したブロック塀等とし、適切に維持管理を行うものとする。



- 2 建築基準法第 42 条第 2 項の道路に面するブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する助成対象者は、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき協議を行わなければならない。

(他制度との併用)

第 14 条 助成対象者は、他の助成金等を併せて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の助成等を行う機関と調整を図るものとする。

(検査等)

第 15 条 市長は、助成金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求め、又は助成対象者の協力を得た上で、職員に当該事業の敷地等に立ち入り、検査させることができる。

(事業の適正な遂行)

第 16 条 助成対象者は、助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成金の返還等)

第 17 条 市長は、第 12 条の規定により助成金交付を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の助成対象者に対して期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

(法令等の遵守)

第 18 条 助成対象者は、法令等を遵守するとともに、当該事業の実施箇所又はその周辺で実施している、又は実施が予定されている公的事业等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

別表1 安全性の確認

(1) コンクリートブロック造の塀

項目		基準
①	塀の高さ	塀の高さは地盤面から 2.2m以下である
②	塀の厚さ	塀の厚みは 10 cm以上である (塀の高さが 2.0m超え 2.2m以下の場合は 15 cm以上である)
③	控え壁	塀の長さが 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある
④	基礎	コンクリート基礎がある
⑤	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない
⑥	鉄筋	塀の中に直径 9mm以上の鉄筋が縦横とも 80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

(2) 組積造の塀

項目		基準
①	塀の高さ	塀の高さが地盤面から 1.2m以下である
②	塀の厚さ	塀の厚さは高さの 1/10 以上である
③	控え壁	塀の長さが 4.0m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある
④	基礎	コンクリート基礎がある
⑤	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない

(3) 万年塀

項目		基準
①	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない

附 則（平成 30 年 10 月 30 日 30 川ま建指第 351 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

大阪府北部を震源とする地震の発生日（平成 30 年 6 月 18 日）からこの要綱の施行日  
前日までの間に事業に着手した助成対象工事については、第 7 条の規定は適用せず、対  
象費用に含むものとし、第 4 条中「事業開始予定日前」とあるのは「平成 30 年 12 月 28  
日」と読み替えるものとする。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日 31 川ま建指第 46 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日 2 川ま建指第 497 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

助成金交付申請書（第 1 号様式）

助成金交付決定通知書（第 2 号様式）

助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）

助成金交付申請取下げ届（第 4 号様式）

助成金変更承認申請書（第 5 号様式）

助成金廃止承認申請書（第 6 号様式）

助成金変更承認通知書（第 7 号様式）

助成金廃止承認通知書（第 8 号様式）

助成金変更不承認通知書（第 9 号様式）

助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）

助成金軽微変更届（第 11 号様式）

助成金工事完了報告書（第 12 号様式）

助成金額確定通知書（第 13 号様式）

助成金交付請求書（第 14 号様式）

## 27-(1) 川崎市浸水低地改良資金貸付条例【上下水道局下水道管理課】

〔昭和41年3月31日  
条例第12号〕

(目的)

第1条 この条例は、家屋が低地にあるため降雨等により浸水する土地を改良するために必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 土地又は家屋が資金の貸付けを受けようとする者の所有であること。
- (2) 資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有すること。

(資金の貸付額)

第3条 資金の貸付額は、2,000,000円以内とする。

(貸付けの申込み)

第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める申込書により管理者に申請しなければならない。

(審査会の設置及び貸付けの決定)

第5条 前条の申込みについて必要な事項を調査審議するため、川崎市浸水低地改良資金貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 管理者は、前条の規定により申込みを受けたときは、審査会にはかり、貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、その旨を通知する。
- 3 審査会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(契約書の作成)

第6条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、決定通知を受けた日から1箇月以内に管理者が定める契約書により契約を締結しなければならない。

- 2 借受人は、前項の規定により契約を締結する際、管理者が定める資格を有する連帯保証人1人を立てなければならない。

(工事着手等の期間)

第7条 借受人は、契約締結の日から40日以内に改良工事（以下「工事」という。）に着手しなければならない。

- 2 前項の期間内に特別の理由により、工事の着手ができないときは、管理者の承認を得て延期することができる。

(貸付けの取消し)

第8条 借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、貸付けを取り消すことができる。

- (1) 偽りの申込みにより貸付決定を受けたとき。
- (2) 第6条及び前条に定める期間内に契約の締結又は工事の着手をしないとき。

(貸付けの時期)

第9条 資金は、第13条の規定により公正証書を作成したとき交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事に着手したときに貸付決定額の半額に相当する額を、工事が完了したときに残額を交付することができる。

(利率)

第10条 資金の利率は、すえおき期間を除き年3.6パーセントとする。

(償還方法)

第11条 資金は、貸付金額の交付を終えた日の属する月の翌月から1年間すえおき、以降5年間元利均等月賦償還とする。ただし、繰上償還を妨げない。

2 借受人が災害その他の理由により償還が困難となったときは、管理者は、前項に規定する償還期限を延長することができる。

(延滞利子)

第12条 前条第1項の規定による償還金の償還を怠った者は、その償還すべき金額に対し年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは減免することができる。

(公正証書の作成)

第13条 借受人は、第6条の規定による契約の締結後すみやかに公正証書を作成しなければならない。

(火災保険契約)

第14条 管理者は、借受人に対し資金の償還完了に至るまでの期間中借受人の建築物について、管理者が指示する額により管理者を受取人とする火災保険契約の締結を求めることができる。

2 借受人は、前項により火災保険契約の締結をしたときは、すみやかに保険証書を管理者に提出しなければならない。

(償還期限の特例)

第15条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、第11条の規定にかかわらず、償還すべき元金又は元利金を直ちに返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により、貸付けの取消しを受けたとき。
- (2) 第11条の規定に違反して資金の償還を怠ったとき。
- (3) 第12条の規定に違反して延滞利子の支払を怠ったとき。
- (4) 第14条に規定する管理者の求めに応じないとき又は保険証書の提出を怠ったとき。
- (5) 前各号のほか管理者の指示に違反したとき。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

— 中 略 —

附 則 (平成21年12月24日条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 27-(2) 川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程【上下水道局下水道管理課】

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市浸水低地改良資金貸付条例（昭和41年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、浸水低地改良資金（以下「資金」という。）の貸付事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申込み)

第2条 条例第4条の規定により資金の貸付けを受けようとする者は、第1号様式による申込書を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(審査会の所掌事務)

第3条 条例第5条第1項の規定により設置された川崎市浸水低地改良資金貸付審査会（以下「審査会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 資金貸付けの可否に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(審査会の組織)

第4条 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 会長は、管理者を、副会長は上下水道局担当理事をもって充てる。
- 3 会長は会議の議長となり、会務を総理する。

(委員)

第5条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 上下水道局総務部長
- (2) 上下水道局下水道部長
- (3) 上下水道局下水道部南部下水道事務所長
- (4) 上下水道局下水道部中部下水道事務所長
- (5) 上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当）
- (6) 建設緑政局道路河川整備部長
- (7) まちづくり局指導部長
- (8) 上下水道局下水道部下水道管理課長
- (9) 上下水道局下水道部下水道計画課長
- (10) 上下水道局下水道部西部下水道管理事務所長
- (11) 上下水道局下水道部北部下水道管理事務所長
- (12) 建設緑政局道路河川整備部河川課長
- (13) まちづくり局指導部建築審査課長

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 その他審査会について必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、上下水道局下水道部下水道管理課に置く。

(決定通知)

第8条 管理者は、資金を貸し付けるものと決定したときは、第2号様式による貸付決定通知書に

より、貸し付けないものと決定したときは、第3号様式による通知書により申込者に対し通知する。

(保証人)

第9条 条例第6条に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）は、本市に1年以上住所を有し、かつ、貸付額以上の資力を有するものであること。ただし、管理者が特に事由があると認めるときはこの限りでない。

2 保証人が前項に定める資格を失ったときは、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、遅滞なく新たに保証人を立て管理者の承認を受けなければならない。

3 管理者は、必要と認めるときは保証人を変更させることができる。

(契約書の添付書類)

第10条 借受人は、条例第6条の規定による契約締結の際、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 借受人の印鑑証明書

(2) 保証人の印鑑証明書及び資産を証明する書類又は収入証明書

(3) 関係所有者の承諾書

(4) 貸付対象の登記事項証明書

(5) 公正証書の作成委任状

(工事着手の届出)

第11条 借受人が条例第7条第1項の規定により工事に着手したときは、第4号様式によりすみやかに管理者に届け出なければならない。

(工事完了届)

第12条 借受人は、工事が完了したときは、第5号様式によりすみやかに管理者に届け出なければならない。

(工事着手の延期願)

第13条 借受人は、条例第7条第2項の規定による工事の着手延期を願い出ようとするときは、第6号様式により管理者に提出しなければならない。

(取消し通知)

第14条 管理者は、条例第8条の規定により貸付けを取消したときは、第7号様式により通知する。

(利息の支払方法)

第15条 条例第9条第2項の規定による借受人は、条例第10条の規定による利率により計算した利息のうち、資金を最初に交付された日から残額交付の日の属する月の末日までの期間の利息については、条例第11条の規定による貸付資金の第1回償還の際、支払わなければならない。

(償還期限の延期願)

第16条 条例第11条第2項の規定により償還期限の延期を願い出ようとするときは、第8号様式により管理者に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日上下水道局規程第17号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



附 則（令和 3 年 3 月 31 日上下水道局規程第 16 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

（第 1 号様式～第 8 号様式省略）

## 28 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領 【上下水道局下水道管理課】

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2号（ただし、排水管、排水渠その他の排水施設を除く。）に基づく下水道施設における市民利用施設（以下「市民利用施設」という。）内において、震災時における地域住民の自主的な防災活動を推進するために必要な防災用資器材保管庫（以下「保管庫」という。）を設置することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条の規定により認められたものをいう。
- (2) 下水道施設 下水道法第2条第2号に規定する下水道をいう。ただし、排水管、排水渠その他の排水施設を除く。
- (3) 市民利用施設 地域融和施設として市民開放している下水道施設をいう。
- (4) 防災用資器材保管庫 自主防災組織が震災時などに活動する際、必要な資器材を収納するための保管庫をいう。
- (5) 資器材 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第3条に規定する防災用資器材をいう。

(条件)

第3条 前条の保管庫は次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 自主防災組織の保管庫は当該組織が設置する用地が確保できない場合に限り、下水道施設内に設置することができる。
- (2) 自主防災組織の保管庫は行政財産の使用許可を受けた設置位置とする。
- (3) 保管庫の高さは2メートル以下とし、平屋造りとする。また、その規模は概ね6.6平方メートル（2坪）程度までとし、下水道施設の機能を阻害しない範囲とする。
- (4) 保管庫には管理団体名を明示すること。
- (5) 保管庫の設置は原則とし1施設1団体及び1団体1施設とする。
- (6) 市において必要があるときは、市は保管庫設置後における収納状況等を実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することがある。
- (7) その他、市において公用若しくは、公共用に供するため必要性が生じたとき、又は条件に違反する行為が認められるときは、市は、直ちに設置許可の取消しをすることがある。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年3月23日から施行する。

## 29 川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 この要綱は、災害時要配慮者のうち災害時に避難指示などの災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者などを災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とし、そのうち家族などの支援が望めない者を対象として、本人の申込みにより川崎市（以下「本市」という。）が作成した災害時要援護者避難支援制度登録者名簿（以下「名簿」という。）をあらかじめ地域の支援組織に提供し、登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時要援護者避難支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本市が保有する個人情報の目的外利用及び支援組織への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 高齢者
- (2) 障害者
- (3) その他支援を必要としている者

(支援組織)

第3条 この要綱において、支援組織とは、次のとおりとする。

- (1) 町内会・自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 民生委員・児童委員

2 支援組織は、災害時に、名簿に登録された要援護者（以下「登録者」という。）に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。

3 支援組織は、平素から登録者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録の手続き等)

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者避難支援制度登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）により区長に申し込むものとする。

2 登録希望者が障害等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。

3 登録希望者は、次条で定める登録情報の支援組織への提供について同意するものとする。

4 区長は、第1項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿に登録される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号

- (2) 氏名カナ
- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

（登録内容の変更）

第6条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者避難支援制度登録内容変更・抹消届出書（第2号様式。以下「変更・抹消届出書」という。）により、速やかに区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 区長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

（名簿の提供）

第7条 区長は、第4条の規定に基づき新規に名簿を作成したとき及び前条の規定により名簿登録情報の変更を行ったときは、速やかに名簿を支援組織に提供するものとする。

（受領書の提出）

第8条 支援組織は、前条の規定により名簿を受領したときは、速やかに災害時要援護者の名簿受領書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（名簿情報の保護）

第9条 支援組織は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、自主防災組織においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 支援組織において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

2 支援組織は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、支援組織に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、変更・抹消届出書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。

3 区長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が市外に転出したとき。

(3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(市の責務)

第11条 市は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者避難支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

(1) 真に支援が必要な要援護者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。

(2) 地域の支援組織の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は危機管理監及び健康福祉局長が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1442号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日29川総危第1442号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

### 30 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱

【健康福祉局総務部危機管理担当】

（目的）

第1条 この事業は、一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を、社会福祉施設等を利用した二次避難所に收容し保護することにより、何らかの特別な支援を実施し、要援護者の安定した避難生活を確保することを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。

（対象者）

第3条 次に掲げる者のうち、市内に居住する者でかつ、市災害対策本部健康福祉部長が認めた者（以下「要援護者等」という。）は、この事業により二次避難所に收容することができる。

(1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者

(2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

（二次避難所）

第4条 この事業において、二次避難所とは、市と社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が、災害時に要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（第1号様式。以下「協定書」という。）により、二次避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び市の指定した市営施設とする。

（協定の締結）

第5条 社会福祉施設等を二次避難所として使用するためには、市と法人等が、前条の規定による協定書を締結するものとする。

（要援護者等の受入手続）

第6条 市は、要援護者等の二次避難所への收容が必要となった場合には、要援護者等の受入れについて、要援護者等受入依頼書（第2号様式）により法人等に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（要援護者の移送）

第7条 要援護者等の移送については、原則、市が行うものとする。

（受入状況の報告）

第8条 要援護者等を受け入れた法人等は、その受入状況について、要援護者等受入状況報告書（第3号様式）により市に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第9条 市は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 市は、要援護者等の支援に必要となる看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費負担）

第10条 二次避難所において、要援護者等が利用期間内に消費した消耗品等の経費については、市が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

（負担金の請求）

第11条 要援護者等を受け入れた法人等は、要援護者等が利用期間内に要した消耗品等の経費について、消耗品等費用請求一覧（第4号様式）により川崎市長（以下「市長」という。）あて請求するものとする。

（負担金の決定）

第12条 市長は、前条の規定に基づき、法人等が請求した内容を審査のうえ、負担の要否を決定するもの

とする。

2 市長は、前項の規定に基づき負担を決定した場合は、速やかに支出の手続きを行うものとする。

(運営計画の策定)

第13条 市及び法人等は、人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議のうえ、運営計画を策定するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市及び法人等は、本事業を円滑に実施するために、関係機関との連携に努めるものとする。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、市と法人等との間で締結された協定については、この要綱の規定に基づき協定を締結したものとみなすものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別表1及び第1～4号様式 省略

### 3 1 川崎市家具転倒防止事業実施要綱【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）が居住する家屋に備え付けられた家具に転倒防止金具を取り付けることにより、地震発生時における家具転倒による事故を防止し、ひとり暮らし高齢者等の安全性の確保を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この要綱に定める家具転倒防止事業（以下「事業」という。）の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の実施については、適切な実施が確保できると認められる、公益財団法人川崎市シルバー人材センターに委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有するひとり暮らしの者で、申込みを行う日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、既にこの要綱に基づく事業の実施を受けた者を除く。

- (1) 満65歳に達している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援又は要介護認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 川崎市療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (6) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

第4条 市は、対象者が居住する家屋の寝室等一室に限り、家具3台までについて、家屋及び家具の性質等を調査した上で取り付けをすることが可能である場合に、家具1台につき2個の家具転倒防止金具を取り付けるものとする。

2 前項の家具転倒防止金具の取り付けにかかる費用は、無料とする。

(申込み)

第5条 家具転倒防止金具の取り付けを希望する者は、市長が定める申込期間内に、電話により申込みものとする。ただし、電話による申込みが困難な者はその他の手段で申込みことができる。

(実施対象者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込者数が募集人数内であるときは、その者を実施対象者とし、申込者数が募集人数を超えるときは、抽選により実施対象者を決定し、申込者全員に、抽選結果を通知するものとする。

(事業実施の条件)

第7条 家具転倒防止金具の取り付けは、川崎市家具転倒防止事業事前確認書(第1号様式)を市長に提出することで、実施対象者が次の各号に掲げるすべての条件について事前に同意する場合に実施するものとする。

- (1) 調査の結果、家屋や家具の性質によって、家具転倒防止金具の取り付けができない場合があること。
- (2) 市営住宅及び県営住宅以外の民間賃貸住宅等の、所有権が他人にある家屋に居住する場合は、川崎市家具転倒防止事業実施承諾書(第2号様式)により、家屋の所有者から事前に同意を得ること。
- (3) 市営住宅、県営住宅及びUR賃貸住宅に居住する場合は、所有者が定める家屋の改修等に係る規定に同意し、所要の手続きを行うこと。



(4) 家具転倒防止金具の取り付け後、災害時等に家具の転倒事故が発生しても、市に対して補償を請求しないこと。

(5) 家具転倒防止金具の取り付けによって生じた家屋や家具の傷に対して、市に対して補償及び原状回復を請求しないこと。

(事業実施結果の確認)

第8条 第6条の規定により実施対象者となった者は、家具転倒防止金具を取り付けたとき、又は、取り付けを行わなかったときのいずれの場合も事業実施結果を確認し、川崎市家具転倒防止事業実施確認書(第3号様式)に記名押印し、市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(川崎市ひとり暮らし高齢者家具転倒防止金具取付事業実施要綱の廃止)

2 川崎市ひとり暮らし高齢者家具転倒防止金具取付事業実施要綱(19川健地第438号健康福祉局長専決。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(適用除外)

3 この要綱の施行前において、旧要綱による家具転倒防止金具の取り付けに相当する事業により、家具転倒防止金具の取り付けを受けた者については、第3条の規定にかかわらず対象者とししない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 3 2 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

(目的)

第1条 この要綱は、市民医療確保の一環として、公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）が行う災害時用の医薬品及び衛生材料等を備蓄する事業（以下「補助事業」という。）に対し補助金を交付し、もって災害時における罹災患者の応急医療を確保することを目的とする。

(補助の対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、医薬品及び衛生材料の購入費とする。ただし、独立行政法人労働者健康安全機構及び川崎市長が開設者となっている病院に備蓄するための経費は、補助の対象としない。

2 補助金の額は、前項に規定する補助の対象となる経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(交付の申請)

第3条 病院協会は、補助金の交付を受けようとするときは、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び当該補助金の交付額（以下「交付決定額」という。）を決定したときは、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、病院協会に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、病院協会に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の方法)

第5条 市長は、前条第2項の規定による通知の後、交付するものとする。

(変更の承認等)

第6条 病院協会は、次の各号の一に該当する場合は、救急災害用医薬品等備蓄事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は第3条に規定する申請書の記載事項を変更しようとするとき。（軽微な事項であると市長が認めるものを除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 病院協会は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 病院協会は、補助事業により備蓄した医薬品等をその目的に従って使用した場合は、災害時医薬品等使用状況報告書（第5号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて、病院協会から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第8条 病院協会は、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に、救急災害用医薬品等備蓄事業実績報告書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき、第2条の規定による補助の対象となる経費の2分の1の額と第4条第2項の規定による交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額(以下「交付確定額」という。)を確定し、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付確定通知書(第7号様式)により、病院協会に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、病院協会が補助金の決定の内容若しくは、これに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第9条の規定による交付確定額を超えて既に補助金が交付されているときは、当該交付確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整理)

第12条 病院協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年10月15日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。(昭和55年10月 55川衛地第268号)

(中 略)

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

### 3 3 看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱

#### 【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人川崎市看護協会（以下「看護協会」という。）に補助金を交付することによって、川崎市地域防災計画及び「川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定」に基づく災害時の医療救護の充実強化を図ることを目的とする。

(補助の対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、看護協会が行う災害時の医療救護活動に資するための事業（以下「補助事業」という。）に係る経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費と予算の範囲内で別途定める額とを比較して、いずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 看護協会は、補助金の交付を受けようとするときには、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長あて申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めた場合に、補助金の交付決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第2号様式）により看護協会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(変更の承認等)

第6条 看護協会は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は交付申請書の記載事項を変更するとき。ただし、変更の内容が軽微な事項であると市長が認めたときは、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 看護協会は、補助事業の完了後30日以内に、看護協会災害時医療救護活動事業 実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、看護協会が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還)

第9条 市長は、看護協会が次の各号のいずれかに該当し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 第6条第2号に規定する補助事業の中止又は廃止を届け出たとき。

(2) 第8条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備)

第10条 看護協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年12月9日から施行する。

第1～3号様式 省略

### 3 4 川崎市市民防災農地登録実施要綱

#### 【経済労働局都市農業振興センター農地課】

(目的)

第1条 この要綱は、大地震による災害（川崎市地域防災計画により川崎市災害対策本部が設置された災害をいう。）が発生した場合に農地所有者の協力により、あらかじめ登録した農地を、市民の一時避難場所等として活用し、もって市民の安全確保と円滑な復旧活動に資するとともに、農地の防災空間としての役割について市民の理解を深めることを目的とする。

(登録対象農地)

第2条 登録対象農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 300 m<sup>2</sup>以上の一団の農地

(2) すでに登録されている市民防災農地に接する農地

(市民防災農地)

第3条 市民防災農地とは、農地所有者が、市長に登録申出を行い、登録された農地（以下「市民防災農地」という。）をいう。

(市民防災農地の申出及び登録)

第4条 市民防災農地の申出をしようとする者（以下「市民防災農地申出者」という。）は、市民防災農地登録申出書（様式第1号）を、農業協同組合を経由して、市長に提出するものとする。ただし、生産緑地地区指定に伴い、市民防災農地への登録を必要とする場合には、農業協同組合を経由しないものとする。

2 前項の登録申出をするにあたっては、当該農地に所有権以外の賃借権、使用貸借による権利、永小作権等の権利が設定されている場合は、当該権利を有する者の同意書（様式第2号）を添付しなければならない。

3 市長は、登録申出のあった農地が、災害時に市民の利用に供することが適当な農地であることを農業協同組合の協力を得て確認し、市民防災農地登録基本台帳（様式第3号）に登録するものとする。

4 登録した市民防災農地を良好に管理するため、市民防災農地管理台帳（様式第4号）を備えるものとする。

（登録証等の交付）

第5条 市長は、前条により市民防災農地として登録したときは、当該農地の所有者（以下「市民防災農地登録者」という。）に市民防災農地登録証（様式第5号）を交付し、市民防災農地である旨を標識又はシールで明示するものとする。

（登録の期間）

第6条 市民防災農地の登録期間は、第4条第2項の登録があった時から3年とする。

2 登録期間の終了前に市長が、市民防災農地として適当でないと認めた場合又は市民防災農地登録者若しくはその承継者から市民防災農地取下げ申出書（様式第6号）の提出があった場合を除き、当該登録は自動的に更新するものとし、以後同様とする。

（災害時の利用）

第7条 市長は、災害時に市民防災農地を一時避難場所等として市民防災農地登録者の許諾がなく、市民の利用に供することができるものとする。ただし、応急仮設住宅建設用地、復旧用資材置場として利用しようとするときは、市民防災農地登録者又はその継承者に協議するものとする。

（補償料及び使用料）

第8条 市長は、前条により市民防災農地を一時避難場所等として市民の利用に供したときは、市民防災農地登録者に別に定める「農作物等補償基準」に

基づき、予算の範囲内で農作物補償料及び農地使用料を支払うものとする。

(原状回復)

第9条 市長は、市民防災農地を応急仮設住宅建設用地、復旧用資材置場として利用した後は農地に復し、市民防災農地登録者に返還するものとする。

(事務局)

第10条 この要綱に基づく登録事務、災害調査等に関する事務は、経済労働局都市農業振興センター農地課が当たり、市民防災農地に関して、市民への周知及び災害が発生した際の事務は、総務企画局危機管理室が当たるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が、農業協同組合及び市民防災農地登録者と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



### 35 地区防災計画の提案に関する要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2の規定に基づく、地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(計画提案の要件)

第2条 計画提案は、地区居住者又は活動主体に属するもの（以下「地区居住者等」という。）が、共同して提案できるものとする。

2 前項の活動主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町内会
- (2) 本内に事務所を有する事業所
- (3) その他川崎市防災会議会長（以下「市防災会議会長」という。）が適当と認めるもの

3 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組内容で、平常時、災害発生時別に組織体制、活動方法等を具体的に定めた内容
- (2) 地区防災計画ガイドライン（内閣府（防災担当））に沿った内容  
(提案書等の提出)

第3条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）
- (2) 地区防災計画素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類
- (4) その他市防災会議会長が必要とする種類

(事前審査)

第4条 市防災会議は、前条各号に掲げる書類が提出されたときは、次に掲げ

る事項について、川崎市地区防災計画事前審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事前審査を行わせることができる。

（１）計画提案の内容

（２）市及び区の地域防災計画との整合

（３）その他市防災会議会長が必要と認める事項

２ 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）危機管理本部危機管理部長

（２）消防局関係部長

（３）計画提案を行った地区のある区の副区長

（４）その他市防災会議会長が必要と認める者

３ 審査会の委員長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。

４ 委員長は、審査会を代表する。

５ 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

６ 委員長は、事前審査の結果を市防災会議会長に報告するものとする。

（計画提案の審査）

第５条 市防災会議は、第３条第１号及び第２号に掲げる書類並びに前条第６項の事前審査の結果に基づき、市地域防災計画に定める必要があるか審査を行う。

（審査結果の通知）

第６条 市防災会議会長は、審査結果通知書（第２号様式）により、計画提案の代表者宛てに審査結果を通知する。

（庶務）

第７条 本要綱に係る庶務は、危機管理本部危機管理部において行う。

（委任）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 1 川崎市防災行政無線管理運用規程【危機管理本部】

## 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 管理

第1節 管理者（第4条～第9条）

第2節 無線従事者（第10条～第11条）

第3節 保守管理（第12条～第15条）

第3章 運用

第1節 通則（第16条～第21条）

第2節 災害時における運用（第22条～第24条）

第3節 研修及び訓練（第25条～第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、防災行政無線の適正かつ効率的な運用及び維持管理を円滑に遂行するため、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）防災行政無線：川崎市危機管理対処方針に定める危機に対する、予防・応急対策活動、救援・救護活動に必要な情報収集・伝達を行うための無線通信網をいう。

（2）無線局：法第2条第5号に規定するものであり、別表第1に掲げるものをいう。

（3）多重系：固定した無線局相互間で、1つの回線を時分割し、複数の電話、ファクシミリ通信及びデータ伝送に使う方式で、統制局、代行統制局、各区役所、支所、消防局相互間で行う通信系統をいう。

（4）同報系：市役所及び区役所からの情報を、屋外及び戸別受信機に一斉に伝達する通信系統をいう。

（5）テレメータ系：雨量、水位及び潮位の各データを各観測局から情報収集するための固定通信系統をいう。

（6）デジタル移動系：デジタル通信方式の基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通信系統をいう。

（7）アナログ移動系：アナログ変調方式の移動無線で、150MHz帯の防災相互波を使用して通信する系統をいう。

(8) 衛星系：一般財団法人自治体衛星通信機構が管理する通信衛星(スーパーバード)と災害対策用衛星通信地球局(以下「地球局」という。)間で通信を行う通信系統をいう。

(9) 統制局：通信の運用を総合的に管理・統制するため、市役所内に設置する無線局をいう。

(10) 代行統制局：統制局を代行する設備として多摩区総合庁舎内に設置する無線局をいう。

(11) 端末局：区役所、支所、道路公園センター等の市機関及び防災関係機関に設置する無線局をいう。

(12) 無線従事者：無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線局の操作する資格を有する者をいう。

(13) 統制：災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切替え、通話中の通信の切断、割込み、通信取扱順序の指定等の制限を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(14) 一斉通報台：統制局に設置する一斉通報を行うための設備をいう。

(15) ファクシミリ：文書又は図画等を送受信するための通信設備をいう。

(無線局の分類等)

第3条 無線局の分類、呼出名称、設置場所等は別に定めるところによる。

## 第2章 管理

### 第1節 管理者

(統括管理者)

第4条 すべての無線局の管理及び運用を掌理するため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は、危機管理監の職にある者をもって充てる。

(副統括管理者)

第5条 副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故があつたとき、又は統括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副統括管理者は、危機管理本部危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 副統括管理者は、統括管理者の命を受け、無線管理者、無線使用管理者を指揮監督する。

4 副統括管理者は、統括管理者の命を受け、無線局の運用及び管理の事務を行う。

(無線管理者)

第6条 無線局装置の適正な運用及び管理を行うため無線管理者を置く。

2 無線管理者は、危機管理本部において、無線局の運用及び管理を担当する担当課長をもって充てる。

3 無線管理者は、統括管理者の命を受け、無線局装置の運用及び維持管理の分掌を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 無線設備の整備、点検及び点検方法に関すること。

(2) 無線設備の故障及び障害対応に関すること。

- (3) 無線局の運用状況に関すること。
- (4) 通信統制、緊急通信体制の運用に関すること。
- (5) 無線設備の関連法令及び操作研修に関すること。
- (6) 通信訓練に関すること。

(無線使用管理者)

第7条 無線局の運用及び管理に関する事務を行うため、無線使用管理者を置く。

2 無線使用管理者は、無線局が設置されている機関(課)の長又は長が指名した者をもって充てる。

3 無線使用管理者は、統括管理者の命を受け、当該無線局の運用及び管理の分掌を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 当該無線局の日常行う簡易な点検に関すること。
- (2) 当該無線局の故障等の対応に関すること。
- (3) 当該無線局の運用に関すること。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、無線使用管理者の命を受け、当該無線局の管理及び運用に従事する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、法令に基づいて無線局が設置されている機関の職員でなければならない。ただし、災害時及び保守点検においてはこの限りでない。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の指導のもとに、法令に基づいた無線局の運用を行う。

## 第2節 無線従事者

(無線従事者)

第10条 無線局の無線設備の操作を行わせるため、無線従事者を置く。

2 無線従事者は、無線局ごとに市長が選任及び解任する。なお統括管理者は必要と認められる無線局について、共通選任を行うことができる。

3 前項に定める選任又は解任を行った場合、統括管理者は速やかに総務大臣に対し、選任又は解任届けを行うものとする。

4 無線従事者は、全所属の通信取扱者が行う無線設備の技術操作を管理しなければならない。

(無線従事者の配置と養成等)

第11条 統括管理者は、無線局の運用に必要な数の無線従事者を配置するものとする。

2 統括管理者は、無線従事者の適切な配置をするため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

## 第3節 保守管理

(無線設備の管理)

第12条 無線管理者は、無線設備の状況を把握し、無線局が常に良好な機能を果たせるよ

う管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の整備及び点検を行ったときは、その結果を統括管理者に報告しなければならない。ただし、軽易な整備及び日常点検等の軽易な点検はこの限りではない。

(故障等の通知)

第13条 無線使用管理者は、無線局の無線設備について故障又は異常を認めるときは、無線設備故障報告書(第1号様式)を速やかに無線管理者に提出しなければならない。

2 無線管理者は、前項の規定に基づく報告書を受理したときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について当該無線局の無線使用管理者に通知するものとする。

3 無線管理者は、前項において重大な故障又は異常により復旧に時間を要する場合は、統括管理者に報告するものとする。

(無線設備の点検)

第14条 無線管理者は、無線局の無線設備について別に定めるところにより、必要な点検を行わなければならない。

(無線設備の変更等)

第15条 無線使用管理者は、無線設備の変更又はその設置場所を変更する必要がある場合は、防災行政無線設備変更依頼書(第2号様式)を速やかに無線管理者に提出するものとする。

2 無線管理者は、前項の依頼を受けたときは、遅滞なく当該無線局の無線使用管理者と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

### 第3章 運 用

#### 第1節 通 則

(運用の原則)

第16条 無線局の運用は、統括管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

2 衛星系を利用した通信は、一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークに加入し、当該機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款の規定により運用する。

(回線の構成)

第17条 回線の構成は、川崎市地域防災計画により別に定めるところによる。

(通信の種類)

第18条 通信の種類は、別に定めるところによる。

(運用時間)

第19条 無線局の運用時間は、常時とする。

2 代行統制局については、統制局が何らかの事由により機能を失った場合に運用を開始する。

(運用状況の把握)

第20条 無線管理者は、常にすべての無線局の運用状況を把握するとともに、無線使用管理者に対して必要な助言又は適切な指示を行わなければならない。

2 無線管理者は、無線局の運用状況に支障をきたす重要な問題が発生した場合、統括管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

#### 第2節 災害時における運用

(通信の優先順位)

第22条 災害時における通信の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民に対する広報、避難の勧告及び指示等人命に関する事項
- (2) 応急対策の実施に必要な事項
- (3) 災害予警報に関する事項
- (4) その他予想される災害の事態並びにこれに関する事項

(通信の統制)

第23条 無線管理者は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他特に必要があるときは、これに関する通信を優先させるため、管轄下の通信を統制することができる。

2 無線管理者は、通信の統制を行うときは、緊急の場合を除き、統制の内容等必要な事項を周知しなければならない。

3 無線管理者は、通信の統制を行うときは、速やかに統括管理者に報告するものとする。

(緊急通信体制)

第24条 無線管理者及び無線使用管理者は、災害関係の通信を行う必要が生ずると予想されるときは、通信の確保に必要な措置をとるなど、災害時の通信の円滑な運用を図らなければならない。

2 無線管理者は、統制局が何らかの事由により機能を失った場合、代行統制局へ切り替える等必要な措置を講じるとともに、統括管理者に報告するものとする。

#### 第3節 研修及び訓練

(研修)

第25条 無線管理者は、年1回以上通信取扱者に対して関連法令及び無線設備の取扱方法について研修を行うものとする。

(通信訓練)

第26条 無線管理者は、無線通信技術の向上及び習熟を図るため、年1回以上総合防災訓練等に併せて通信訓練を実施するものとする。

#### 第4章 雑則

(その他)



第27条 この規程に定めるもののほか、川崎市防災行政無線の管理及び運用に要な事項は別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、免許の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成6年6月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成8年3月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 2 川崎市防災行政無線管理運用要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市防災行政無線管理運用規程（以下「管理運用規程」という。）第27条に基づき、防災行政無線の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。  
(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔制御器：移動局と通話するために市役所及び区役所内に設置する有線接続された単信通話方式の制御器をいう。
- (2) 観測局：雨量、水位及び潮位の各データを観測し、送信する無線局をいう。
- (3) 統制台：統制局及び代行統制局に設置する統制を行うための設備をいう。
- (4) 無線専用電話機：固定系の無線局に設置する複信通話方式による無線専用の電話機をいう。
- (5) 単信通話：送話及び受話を交互に行う通話をいう。
- (6) 複信通話：送話及び受話を同時に行う通話をいう。
- (7) 選択呼出し方式：選択呼出しボタンを押して相手を呼び出す方式をいう。
- (8) 音声呼出し方式：相手の呼出名称を音声により呼び出す方式をいう。
- (9) 設備：防災行政無線設備(衛星系を含む)として設置した通信設備及びこれに付随する設備をいう。
- (10) 日常点検：無線使用管理者が日常行う簡易な点検をいう。
- (11) 定期点検：定期的に行う設備の点検調整及び軽微な修繕をいう。
- (12) 臨時点検：前(10)、(11)号の点検以外で統括管理者が特に必要と認めたとときに行う点検をいう。

(無線局の分類等)

第3条 管理運用規程第3条の無線局の分類等は別に定める無線電話番号簿による。

(無線設備の点検)

第4条 管理運用規程第14条の規定に基づく無線設備の点検は、日常点検、定期点検及び臨時点検に区分し、次の各号に掲げるところにより実施しなければならない。

(1) 日常点検 無線使用管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮されるよう次の事項を実施するものとする。

- ア 設備の防水、防湿、防塵等の環境整備に努めること。
- イ 1日1回以上の時計の照合を行うこと。
- ウ 設備の電源表示ランプの確認を行うこと。
- エ 一斉通報等の動作確認を行うこと。

(2) 定期点検 無線管理者は、精密点検を年1回以上実施し、設備の点検、試験、調整及

び修繕を行い、障害を未然に防止し、初期性能を維持することに努めるものとする。

(3) 臨時点検 無線管理者は、次の各号に掲げる場合には、臨時に設備の点検、試験、調整及び修繕を行うものとする。

- ア 変更等の工事の実施前後において、設備の機能を確認する必要がある。
- イ 自然災害により重大な障害が生じ、点検及び整備の必要があるとき。
- ウ 非常災害の発生が予想され、特に設備の機能を確保する必要があるとき。
- エ 設備の改善等のため必要と認めるとき。

2 前項第2号及び第3号の点検を行ったときは、その記録を保存しなければならない。

(無線設備点検上の留意事項)

第5条 前条第1号に規定する無線設備の点検に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 多重系及びデジタル移動系ファクシミリのトナー又はインクタンク及び印刷用紙は、常に補充し、気象・災害情報等が確実に印刷できる状態にしておくこと。ただし、多重系及びデジタル移動系が設置してある設置場所の無線使用管理者に限る。

(2) 携帯無線機等は、毎朝点検し所在を明確にしておくとともに、防災無線機器資材の盗難防止に努めること。

(修繕の方法)

第6条 障害の修繕は、原則として予備無線機に切り替えて実施するものとし、予備無線機がない場合は、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 障害の修繕が、設備の運用に支障を及ぼす場合は、できる限り短時間でを行うこと。
- (2) 設備の運用上、応急的な修繕を実施した場合には、速やかに完全な修繕を実施すること。

2 無線管理者は、前項各号の修繕を実施した場合、その内容と結果を無線使用管理者に通知するものとする。

(留意事項)

第7条 無線管理者は、外来雑音や混信等電波伝搬に起因する障害については、日常十分に注意し、その障害が発生した場合、軽易な場合や短時間で解消できるものを除き、速やかに統括管理者に報告するものとする。

(報告と記録)

第8条 無線管理者は、修繕及び定期点検を行ったときは、無線業務日誌等に記録するとともに無線使用管理者に通知するものとする。

2 無線管理者は、点検及び修繕並びに修繕記録の統計を行い、機器の状況を的確に把握し、障害の未然防止に努めるものとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個別通信：無線局相互間の電話、ファクシミリ、データ及び映像の通信をいう。ただ

し、デジタル移動系にあつては、統制局－移動局間、または移動局相互間の基地局を経由した通信で、個別番号を使用する選択呼出し方式の複信通信をいう。

(2) 一斉通信：市役所の一斉通報台からデジタル移動系の複数の無線局に対して音声又はファクシミリにより一斉に行う通信をいう。なお、ファクシミリの設置場所は別表1のとおりとする。

(3) グループ通信：複数のデジタル移動局で構成されるグループを対象とした基地局を経由した通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。対象局の指定にはグループ番号を使用し、待受け中の移動局のみを対象とする。

(4) 移動局間直接個別通信：デジタル移動局で設定を行うことにより、移動局間相互において基地局を経由せずに通信するもので、個別番号を使用する選択呼出し方式による複信通信をいう。

(5) 移動局間直接グループ通信：デジタル移動局で設定を行うことにより、複数の移動局で構成されるグループの基地局を経由しない通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(6) 移動局間直接通信：移動局で設定を行うことにより、選択したチャンネル(CH-1、CH-2)にて不特定多数のデジタル移動局と基地局を経由しない通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(7) 専用チャンネル通信：移動局で設定を行うことにより、特定の通話用チャンネルの基地局を経由した通信で、プレストーク方式の単信通信をいう。

(通信の原則)

第10条 通信は、円滑な運用を図るため、簡明に行うものとする。

(時刻の表示)

第11条 通信に使用する時刻の表示は、24時間制によるものとする。

(多重系の運用)

第12条 多重系の通信は、災害対策事務及び一般行政事務に使用するものとし、次の方法により運用するものとする。ただし、災害対策に係る事務は、一般行政事務に優先するものとする。

(1) 無線専用電話機による通信は、ダイヤル呼出し方式による複信通話とする。

(2) ファクシミリによる通信は、個別通信及び蓄積交換方式による順次一斉通報とする。なお、ファクシミリの設置場所は別表2のとおりとする。

(デジタル移動系の運用)

第13条 半固定型無線機及び避難所に設置してある携帯型無線機は、常時開局し、各基地局の配下に存することを確認できるようにしておかなければならない。

2 車載無線機及び避難所以外の携帯型無線機(以下「移動局等」という。)は、常置場所を離れるときに開局し、常置場所に復したときに閉局する。ただし、他に通信方法を確保したとき、又は通信の必要がないことが確実なときは、無線使用管理者の了解を得て閉局することができる。

3 移動局等は、災害又はその他の理由により有線通信が途絶したときは直ちに開局し、無線管理者の指示があるまで閉局してはならない。

(移動局間直接通信の取扱い)

第14条 第9条第6号で規定した移動局間直接通信のチャンネル(CH-1、CH-2)は、災害時において隣接都市との応援通信に使用するものとする。

(デジタル移動局間の割り込み通信)

第15条 特定のデジタル移動局間で直接通信及び専用チャンネル通信中に、この移動局に対し、特に至急を要する通話を行いたいときは、他の局が通話を行っている場合であっても、当該通話に割り込んで通話することができる。

2 通信の割り込みを行うときは、他局の通話が中断したときに、「至急」を2回送話した後、通話の中断を依頼してから通信内容を送信するものとする。

3 デジタル移動局は、前項の割り込みの依頼を聴取したときは、直ちに当該通話を中止するものとする。

(緊急通信)

第16条 デジタル移動局から統制局に対し、他に優先して緊急に通信をする必要が生じたときは、無線機の緊急ボタンを押して通知した後、通信を行うものとする。

2 緊急通信を受信した統制台は統制個別通信にて対応を図るものとする。

(統制通信)

第17条 統制局はデジタル移動局に対し、非常事態が発生し、他に優先して通信をする必要が生じたときは、他の通信に割り込んで通話することができる。

2 通話中のデジタル移動局は、統制局からの割り込みを確認したときは、直ちに当該通話を中止するものとする。

(通話試験)

第18条 デジタル移動系の無線局は、必要に応じて相互に通信試験を行うものとする。

2 無線通信の感明度の区分は、次のとおりとする。

	感明度区分 (メリット)	内容
悪 ↑	1	分からない
	2	ときどき分かる
	3	何とか分かる
↓ 良	4	分かる
	5	完全に分かる

(同報系の運用)

第19条 同報系の通報は、市役所、区役所等から屋外及び戸別受信機に対して行うものとし、選択呼出し方式によるものとする。

2 通報の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 通報先が2以上の区に及ぶときの通報については、市役所において行う。

(2) 通報先が1区のみでの通報については、市役所又は当該区役所において行う。ただし、津波情報については、市役所において行う。なお、同報系の通報形態及び通報先は、別表3のとおりとする。

3 受信機の設置、管理及び運用については、別に定めるところによる。

(同報無線による通報)

第20条 同報無線による通報を行う場合は、同報無線通報申込書・通報原稿(第1号様式)を、市役所においては危機管理本部危機管理部に、区本部に属する機関においては区役所危機管理担当に提出するものとする。なお、通報を録音した音源で行う場合は、通報原稿(第1号様式)にその放送内容の概要を記載するものとする。

(同報無線による通報内容)

第21条 同報無線による通報の内容は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災・災害対策に関すること。(地震発生時の自動放送を含む。)
- (2) 光化学スモッグ情報に関すること。
- (3) 試験放送
- (4) 一般行政事務に関するもので統括管理者が認めたもの。

(テレメータ系の運用)

第22条 テレメータ観測局から送られた観測データは、電磁的記録により定期的に集計し、5年間保存するものとする。

(観測データ)

第23条 前条テレメータによる観測データの内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内降雨量に関すること。
- (2) 市内主要河川の水位に関すること。
- (3) 川崎港における潮位に関すること。

(衛星系の運用)

第24条 災害対策用衛星通信地球局から映像を発信しようとする者は、統括管理者に発信2ヶ月前までに映像発信依頼申込書(第2号様式)により提出しなければならない。ただし、緊急時はこの限りではない。

2 前項の依頼があった場合、災害対策その他特に支障がないと認められるときは別途自治体衛星通信機構に対し、画像伝送利用予約の手続きを行うものとする。

(高所監視カメラ)

第25条 高所監視(災害情報)カメラの管理及び運用については、別に定めるところによる。

(通信統制の種類)

第26条 規程第23条に規定する通信統制の種類は、次の各号に掲げるものとする。なお、代行統制局は2号のみとする。

(1) 固定系統制

ア 通話時間統制：内線電話機及び無線専用電話機による通話の時間を1通話5分間とし、通話時間の終了約10秒前に予告音を出したうえで回線を遮断することをいう。

イ 内線電話機の発信規制：市役所、区役所及び支所の内線電話機から他の端末局への無線回線を使用して行う発信を制限することをいう。

ウ 無線回線の発信統制：市役所、区役所、支所、消防局等の内線電話機及び無線専用電話機から無線回線を使用して行う当該端末局に対する発信を制限することをいう。

エ 無線回線の着信統制：特定の端末局から市役所及び他の端末局の内線電話並びに無線専用電話機への無線回線による着信を制限することをいう。

(2) 同報系統制：区役所の遠隔制御器による通報を制限することをいう。

(3) デジタル移動系統制：移動用電話機及び移動局からの発信を制限することをいう。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 川崎市防災行政無線通信取扱要綱(昭和61年2月26日付け61川土防第669号)は、廃止する。

3 川崎市防災行政無線保全要綱(昭和61年2月26日付け61川土防第669号)は、廃止する。

(施行期日)

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 3 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱 【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における地域住民への安全で衛生的な飲料水及び生活用水の供給源として、井戸及び受水槽の有効活用を図ることを目的とする。

(供給施設の選定)

第2条 保健所長は、井戸及び受水槽であって、地域住民の利用しやすい場所に設置されているものの中から、供給施設を選定するものとする。

2 保健所長は、前項に規定する供給施設の選定にあたっては、あらかじめ当該施設の所有者又は設置者（以下「所有者等」という。）に対して、災害時における地域住民への飲料水又は生活用水の供給に関する協力を要請し、承諾を得るものとする。

(供給施設の公表)

第3条 保健所長は、前条の規定により選定した供給施設（以下「供給施設」という。）について、市民に公表する。

(水質の検査等)

第4条 保健所長は、供給施設の水の衛生を確保するために、検査等を行うものとする。

2 飲料水を供給する井戸については、前項の検査等を1年以内ごとに1回行うものとする。ただし、当該施設が水道法に規定する専用水道、建築物における衛生的な環境の確保に関する法律に規定する特定建築物又は川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に規定する小規模水道に該当する場合は除く。

3 生活用水を供給する井戸については、第1項の検査等を3年以内ごとに1回行うものとする。

(発災時の対応)

第5条 供給施設の所有者等は、発災時において、供給施設の状態の確認等の対応を行うものとする。

2 飲料水として供給しようとするときは、必要に応じて水質検査を受け、供給施設の状態を確認するものとする。

3 生活用水として供給しようとするときは、水質等、供給施設の状態を確認するものとする。

(供給施設の選定の取消し)

第6条 保健所長は、次の各号に掲げる場合は第2条の規定による供給施設の選定を取り消すことができる。

(1) 供給施設の所有者等から辞退の申し出があったとき。

(2) 供給施設がなくなるか、又はその使用が不可能になったとき。

(3) 水質検査の結果又は水質管理状況が供給施設としてふさわしくなくなったとき。

(4) その他保健所長が必要と認めたとき。

(助言及び指導)

第7条 保健所長は、必要があると認めるときは、所有者等に助言及び指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

(中 略)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



## 4 川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎市災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱」に定める災害用井戸として選定を受けた井戸の設置者が、当該井戸に手動ポンプを設置するときに要する費用及び当該井戸に使用するための発電機を購入するときに要する費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助を受けることができる者は、災害用として選定を受けた井戸の設置者で、当該井戸に手動ポンプを設置しようとする者又は当該井戸に使用するための発電機を購入しようとする者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、手動ポンプ本体価格に設置費用を加えた総額（消費税及び地方消費税を含む。）の半額（算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）又は発電機の価格（消費税及び地方消費税を含む。）の半額とし、災害用として選定を受けた井戸1か所につき30,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し市長に申請するものとする。

(変更の承認)

第5条 前条の規定により補助金の交付を申請した者が、その申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、補助金交付申請内容変更等承認申請書（第2号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は第4条及び前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査し交付の可否を決定するものとする。

2 市長は補助金の交付を決定し、又変更を承認したときは、補助金交付決定（変更承認）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は補助金の交付をしないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該井戸への手動ポンプの設置又は発電機の購入が完了したときは、実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添付し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(調査等)

第9条 市長は必要があると認めたときは、申請者及びこの補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(処分の制限等)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置し、又は購入した手動ポンプ等（手動ポンプ及び発電機をいう。以下同じ。）が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまでに、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(滅失等の届出)

第11条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて設置又は購入した手動ポンプ等が、省令に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(決定の取り消し及び返還)

第12条 市長は、申請者又は補助事業者が、第10条に違反した等の行為を認めたときは、補助金の交付の決定又は確定を受けた申請者に対しては、その決定又は確定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に対しては、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(申請書等の経由)

第13条 申請者は、第4条、第5条並びに第7条に規定する申請書等を申請に関する井戸の所在地を所管する保健所長を経由して市長に申請又は報告するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 5 災害による市営住宅等の一時使用に関する要綱

### 【まちづくり局市営住宅管理課】

(目的)

第1条 この要綱は、災害に被災した住宅困窮者に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項(行政財産の目的外使用許可)の規定に基づき、一時的な市営住宅の使用を認めることにより、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 被災者 災害に被災し、自ら居住する住宅を失った者をいう。
- (3) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅を期間限定して使用することをいう。

(一時使用の許可要件)

第3条 市長は、市営住宅に公募による当選者の入居に支障がない適当な空家があり、かつ、災害で住宅を滅失した被災者が、次の各号に該当する場合に、市の指定する空家住宅の一時使用を許可することができる。ただし、国又は他の地方公共団体からの要請により、被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は、要請自治体等と協議の上、許可の取り扱いを定めるものとする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 災害により、自ら居住する住宅を失った者が、他に避難先を確保できないこと。
- (3) 被災の証明書の発行を受けていること。
- (4) 原則として、被災後7日以内に市に連絡していること。

(一時使用の許可申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、行政財産使用許可申請書及び使用料減額・免除申請書(川崎市公有財産事務取扱要領第11号様式(2)、第11号様式(3))に次の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、国又は他の地方

公共団体からの要請により、被災者に対し一時使用の許可をしようとする場合は、市長は必要書類の添付を免除することができる。

- (1) 被災者の世帯全員の住民票
  - (2) 被災の証明書
  - (3) その他必要な書類
- (審査)

第5条 市長は、申請書類が提出された場合は速やかに審査し、使用を認める場合は行政財産使用許可書（川崎市公有財産事務取扱要領第11号様式(1)）を交付し、住宅をあっせんするものとする。

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用できる期間は、3ヶ月を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、申請によりこれを延長することができる。

(使用料)

第7条 使用料は、使用料の算定基準（平成28年10月3日付け28川財運第693号）に基づき算定した額とする。ただし、その額が公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第2項及び同法施行令（昭和26年政令第240号）第3条に規定する算出方法により算出された近傍同種の住宅の家賃を下回る場合は、近傍同種の住宅の家賃を使用料とする。

2 使用料は、川崎市財産条例（昭和39年川崎市条例第9号）第3条第3項において準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、免除することができる。

(条例等の遵守義務)

第8条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅の使用に当たり、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）以下「条例」という。）及び川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）並びに許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し)

第9条 明渡しは、条例第25条の規定を準用するものとする。

(退去修繕費用)

第10条 退去修繕費用は、条例第23条の規定を準用するものとする。ただし、市長は、使

用者に負担させることが適切でないと認めたものについて、その一部又は全部を使用者に負担させないことができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 3 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

# 1 - (1) 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例【健康福祉局地域包括ケア推進室】

〔昭和49年10月8日〕  
〔条例第70号〕

最近改正 令和元年12月16日条例第38号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金

### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、その順位は、死亡した者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、当該各号に掲げる順序による。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、当該各項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者を第1順位として、その者に対し災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡した者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡したものがその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給をうけた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

### (死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条に規定するところによる。

### (支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

第3章 災害障害見舞金

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定した場合を含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その者が属する世帯の生計を主として維持していた場合にあって2,500,000円とし、その他の場合にあって1,250,000円とする。

(準用)

第10条 第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市は、令第3条に規定する災害（以下この章において「災害」という。）により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付限度額)

第12条 災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度		貸付限度額
1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	1 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	1,500,000円
	2 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500,000円
	3 住居が半壊した場合	2,700,000円 （住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、 3,500,000円）
	4 住居が全壊した場合	3,500,000円
2 世帯主の負傷がない場合	1 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	1,500,000円
	2 住居が半壊した場合	1,700,000円 （住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、 2,500,000円）



	3 住居が全壊した場合（4に該当する場合を除く。）	2,500,000円 （住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、 3,500,000円）
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	3,500,000円

（償還期間及び据置期間）

第13条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、3年（令第7条第2項かつこ書に規定する場合にあっては、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

（償還等）

第15条 償還方法は、年賦、半年賦又は月賦による均等償還とする。ただし、繰り上げて償還することができる。

2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条に規定するところによる。

## 第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 法第18条の規定に基づき、川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 法律及び社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の条例との関係）

第17条 第3条の規定による災害弔慰金又は第8条の規定による災害障害見舞金の支給を受けた者については、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号）第2条の規定による弔慰金又は見舞金を支給しない。

（委任）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第13条の規定を除くその他の規定は、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和50年5月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和52年3月31日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和53年6月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和56年7月4日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年12月25日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和62年3月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 25 日条例第 31 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 5 条及び第 9 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第 12 条の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日条例第 23 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 14 条及び第 15 条（月賦による償還に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 10 月 15 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 16 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

最近改正 令和元年12月16日規則第59号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 災害弔慰金

(必要事項の調査)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給する場合は、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 死亡（条例第6条の規定により死亡の推定をした場合を含む。以下同じ。）した者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡の状況及び年月日
- (3) 死亡した者の遺族に関する事項
- (4) 災害障害見舞金の支給の有無及び金額
- (5) 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 本市の区域外で死亡した市民の遺族は、死亡地の地方公共団体が発行する被災証明書を提出しなければならない。

- 2 市民でない遺族は、遺族であることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要な書類を提出させることができる。

## 第3章 災害障害見舞金

(必要事項の調査)

第4条 市長は、条例第8条の規定により災害障害見舞金を支給する場合は、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 条例第8条に規定する障害（以下「障害」という。）を受けた者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷をし、又は疾病の状態となった状況及び年月日
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 条例第10条において準用する条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 障害を受けた者は、災害障害見舞金診断書（第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 本市の区域外で障害の原因となる負傷をし、又は疾病の状態となった市民は、負傷し、又は疾病の状態となった地の地方公共団体の発行する被災証明書を提出しなければならない。

## 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入申込み)

第6条 条例第11条第1項の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込みにあつては、療養見込期間を記載した医師の診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に住所を有していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長が発行する証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

（申込期限）

第7条 借入申込者は、借入申込書を被害を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行い、資金の貸付けの可否を決定する。

（決定通知）

第9条 市長は、前条の規定に基づき、資金を貸し付けるものと決定したときは災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）により、貸し付けないものと決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）により借入申込者に対して通知する。

（借用書の提出）

第10条 資金の貸付決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、速やかに災害援護資金借用書（第5号様式）に印鑑証明書を添付して市長に提出しなければならない。

（資金の交付）

第11条 市長は、貸付決定者が前条に規定する借用書を提出したときは、速やかに資金を交付するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 条例第15条第1項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（違約金の支払免除）

第13条 条例第15条第2項の規定による違約金の支払免除を受けようとする者は、災害援護資金違約金支払免除申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、違約金の支払免除の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定に基づき、違約金の支払免除をするものと決定したときは災害援護資金違約金支払免除承認通知書（第8号様式）により、支払免除をしないものと決定したときは災害援護資金違約金支払免除不承認通知書（第9号様式）により当該申請者に対して通知する。

（償還金の支払猶予）

第14条 条例第15条第2項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、災害援護資金償還金支払猶予申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定に基づき、支払猶予をするものと決定したときは災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（第11号様式）により、支払猶予をしないものと決定したときは災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（第12号様式）により当該申請者に対して通知する。

（償還免除）

第15条 条例第15条第2項の規定による資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 資金の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、償還免除の可否を決定する。

4 市長は、前項の規定に基づき、償還免除をするものと決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）により、償還免除しないものと決定したときは災害援護資金償還免除不

承認通知書（第15号様式）により当該申請者に対して通知する。

（住所、氏名等の変更届）

第16条 借受人について住所、氏名等の変更を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を災害援護資金住所等変更届（第16号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は相続人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第17条 川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（申込書等の経由）

第18条 この規則の規定による申込書、申請書等は、借受人の住所地を所管する区長を経由して、市長に提出しなければならない。ただし、本市の区域外に住所を有する者については、この限りでない。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則 略

## 2-(1) 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例

【健康福祉局地域包括ケア推進室】

〔昭和40年12月22日〕  
〔条例第32号〕

最近改正 昭和56年3月31日条例第18号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被災者又は遺族)

第2条 条例第1条に規定する被災者とは、条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害による自己の居住する住家の被害者、死亡者及び重傷者並びに同項第2号に規定する交通事故による死亡者及び同項第3号に規定する労働災害による死亡者を、条例第1条に規定する遺族とは条例第2条第1項各号に規定する事由による被災者の死亡時における親族又は死亡者の葬祭を行なう者をいう。

2 前項に規定するその他異常な災害とは、津波、地震、海難、水難、爆発、航空事故等により集団的に被災した災害をいう。

3 第1項に規定する死亡者及び重傷者とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡者とは、死亡の事実を確認したもの又は死亡の事実を確認することができないが、死亡したことが確実であると推定されるものをいう。

(2) 重傷者とは、負傷の程度が1週間以上入院加療を要する者をいう。

4 第1項に規定する弔慰金の贈呈を受ける遺族の順位は、現に葬祭を行なう者を先順位者とする。

(市内に居住する者又は市内に居住する労働者)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する市内に居住する者及び第3号イに規定する市内に居住する労働者とは、本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をしている者又は引き続き3箇月以上居住している者をいう。ただし、外国人にあつては、本市に同法による届出をしている者に限る。

(同一災害の取扱い)

第4条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害が、相異なる災害により被災した場合であっても、それが同一災害（同時又は相接近する場合を含む。）による被災であるとみなすことが適当と認められるときは、同一災害により被災したものとみなす。

(住家の被害の種類)

第5条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害により自己の居住する住家に被害を受けた者の住家の被害とは、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水とし、その被害程度の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全焼、全壊又は流失とは、住家の焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したとき又は焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。

(2) 半焼又は半壊とは、住家の焼失又は損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満であつて、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用することができる程度の被害をいう。

(3) 床上浸水とは、住家の床上以上に浸水したとき又は前各号に該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的にその住家に居住することができない程度の被害をいう。

2 前項第1号又は第2号に規定する全壊又は半壊には、消防法（昭和23年法律第186号）第29条の

規定に基づく全壊又は半壊を含むものとする。

(交通事故)

第6条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故による死亡とは、交通の用に供する車両、航空機等による事故で死亡したとき又は負傷し、これにより死亡したときとする。ただし、故意又は重過失に基づく自損行為は含まないものとする。

(負傷後の死亡)

第7条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故及び第3号に規定する労働災害で負傷し、これにより事故又は災害発生後1箇月以内に死亡した者については、当該交通事故及び労働災害による死亡者とみなす。

(確認及び認定)

第8条 条例第2条第1項第1号に規定する被害の事実、第2号及び第3号に規定する市内居住の事実、同条同項第2号に規定する交通事故による死亡及び第3号に規定する労働災害による死亡については、関係機関等に確認のうえ認定しなければならない。

(弔慰金贈呈の制限)

第9条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故と第3号に規定する労働災害とが同一人について同時に発生したときは、そのいずれか一方に係る弔慰金を贈呈する。

(見舞金及び弔慰金の額)

第10条 条例第3条第1項第1号に規定する見舞金及び弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成24年3月30日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

#### 別表 (第10条関係)

被災の種類	金額		備考
	2人以上の世帯	単身世帯	
全焼 全壊 流失	50,000円	30,000円	
半焼 半壊	30,000円	20,000円	
床上浸水	10,000円	5,000円	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯にあつては、2,000円を加算する。
死亡者	1人 100,000円		
重傷者	1人 50,000円		

## 2-(2) 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例施行規則

【健康福祉局地域包括ケア推進室】

〔昭和41年4月1日〕  
規則第41号

最近改正 平成24年3月30日規則第43号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被災者又は遺族)

第2条 条例第1条に規定する被災者とは、条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害による自己の居住する住家の被害者、死亡者及び重傷者並びに同項第2号に規定する交通事故による死亡者及び同項第3号に規定する労働災害による死亡者を、条例第1条に規定する遺族とは条例第2条第1項各号に規定する事由による被災者の死亡時における親族又は死亡者の葬祭を行なう者をいう。

2 前項に規定するその他異常な災害とは、津波、地震、海難、水難、爆発、航空事故等により集団的に被災した災害をいう。

3 第1項に規定する死亡者及び重傷者とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 死亡者とは、死亡の事実を確認したもの又は死亡の事実を確認することができないが、死亡したことが確実であると推定されるものをいう。

(2) 重傷者とは、負傷の程度が1週間以上入院加療を要する者をいう。

4 第1項に規定する弔慰金の贈呈を受ける遺族の順位は、現に葬祭を行なう者を先順位者とする。

(市内に居住する者又は市内に居住する労働者)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する市内に居住する者及び第3号イに規定する市内に居住する労働者とは、本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をしている者又は引き続き3箇月以上居住している者をいう。ただし、外国人にあっては、本市に同法による届出をしている者に限る。

(同一災害の取扱い)

第4条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害が、相異なる災害により被災した場合であっても、それが同一災害（同時又は相接近する場合を含む。）による被災であるとみなすことが適当と認められるときは、同一災害により被災したものとみなす。

(住家の被害の種類)

第5条 条例第2条第1項第1号に規定する火災、風水害その他異常な災害により自己の居住する住家に被害を受けた者の住家の被害とは、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水とし、その被害程度の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全焼、全壊又は流失とは、住家の焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したとき又は焼失、損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。

(2) 半焼又は半壊とは、住家の焼失又は損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用することができる程度の被害をいう。

(3) 床上浸水とは、住家の床上以上に浸水したとき又は前各号に該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的にその住家に居住することができない程度の被害をいう。

2 前項第1号又は第2号に規定する全壊又は半壊には、消防法（昭和23年法律第186号）第29条の規定に基づく全壊又は半壊を含むものとする。



(交通事故)

第6条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故による死亡とは、交通の用に供する車両、航空機等による事故で死亡したとき又は負傷し、これにより死亡したときとする。ただし、故意又は重過失に基づく自損行為は含まないものとする。

(負傷後の死亡)

第7条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故及び第3号に規定する労働災害で負傷し、これにより事故又は災害発生後1箇月以内に死亡した者については、当該交通事故及び労働災害による死亡者とみなす。

(確認及び認定)

第8条 条例第2条第1項第1号に規定する被害の事実、第2号及び第3号に規定する市内居住の事実、同条同項第2号に規定する交通事故による死亡及び第3号に規定する労働災害による死亡については、関係機関等に確認のうえ認定しなければならない。

(弔慰金贈呈の制限)

第9条 条例第2条第1項第2号に規定する交通事故と第3号に規定する労働災害とが同一人について同時に発生したときは、そのいずれか一方に係る弔慰金を贈呈する。

(見舞金及び弔慰金の額)

第10条 条例第3条第1項第1号に規定する見舞金及び弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成24年3月30日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

## 別表 (第10条関係)

被災の種類	金額		備考
	2人以上の世帯	単身世帯	
全焼 全壊 流失	50,000円	30,000円	
半焼 半壊	30,000円	20,000円	
床上浸水	10,000円	5,000円	生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯にあっては、2,000円を加算する。
死亡者	1人 100,000円		
重傷者	1人 50,000円		

### 3-(1) 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例【こども未来局こども家庭課】

昭和44年3月31日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害により、児童の父又は母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して災害遺児等福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「児童」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例で「保護者」とは、父母その他の者であって現に児童と生計をともにし、世帯を同じくしている者をいう。

3 この条例で「災害」とは、地震、風水害、火災、交通事故、機械又は重量物による事故その他規則で定めるものをいう。

(受給資格)

第3条 災害遺児等福祉手当(以下「手当」という。)の支給を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 災害により、児童と同一生計を営む父又は母等が死亡し、又は障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害程度等級表の1級又は2級に該当することとなった当該児童の保護者

(2) 市の区域内に住所を有する者

(申請及び決定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。

(手当額)

第5条 手当額は、児童1人につき年額36,000円とする。ただし、年の途中において受給資格を取得した者及び受給資格が消滅した者の手当額は、月割とする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、第4条第1項の規定による申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、第7条第3号第4号及び第5号の規定により受給資格を失った者に係る児童について新たに受給資格の申請があったときは、手当の始期については、この限りでない。

(受給資格者の消滅)

第7条 手当の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号の一に該当する場合は受給資格を失う。

(1) 扶養する児童が死亡したとき。

(2) 扶養する児童が養子縁組により養子となったとき。

(3) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(4) 婚姻したとき(父又は母の場合に限る。)

(5) 保護者でなくなったとき。

(支給の取消し等)

第8条 市長は、受給者が次の各号の一に該当する場合は、手当の支給決定を取り消し、すでに支給した手当を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な方法により手当の支給を受けたことが明らかになったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(届出の義務)

第9条 受給者が、第7条各号の一に該当したときは、すみやかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(支給に関する特例)

2 この条例施行の際、現に受給資格のある者が、昭和44年9月30日までに第4条第1項の規定による申請をしたときは、第6条の規定にかかわらず、同年4月から手当を支給する。

附 則 (昭和45年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月18日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の条例の規定により手当の支給を受けている者で、当該手当の支給に係る児童が改正後の条例第2条第1項の規定に該当することにより、施行日以後引き続き改正後の条例の規定により手当の支給を受けることができることとなるものについては、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申請があったものとみなす。

附 則 (昭和63年10月18日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和64年1月1日から施行する。

(支給に関する特例)

2 この条例施行の際、新たに受給資格を有することとなった者が、昭和64年3月31日までに改正後の条例第4条第1項の規定による申請をしたときは、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、同年1月から手当を支給する。

### 3-(2) 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例施行規則【こども未来局こども家庭課】

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害遺児等福祉手当支給条例（昭和44年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(父又は母等)

第2条 条例第1条及び第3条第1号に規定する「父又は母等」とは、父若しくは母又は父及び母に扶養されていない児童を現に扶養している者をいう。

(災害)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定めるものは、落雷、不慮の墜落、爆発及び中毒その他市長が特に認めたものとする。

(申請手続)

第4条 条例第4条第1項の規定による申請は、川崎市災害遺児等福祉手当申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 条例第2条第3項に規定する災害であることを明らかにする書類（自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書その他市長が適当と認めたもの）
- (2) 検案書若しくは医師の死亡診断書又は身体障害者手帳の写し
- (3) 戸籍謄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他市長が特に必要と認めた書類

(決定通知書等の交付)

第5条 市長は、条例第4条第2項の規定により支給を決定したときは、川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書（第2号様式）を申請者に交付する。

2 支給をしないと決定したときは申請者にその旨を通知するものとする。

(手当の支払期日)

第6条 手当は、毎年3月、9月の2期にそれぞれその月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

(届出)

第7条 条例第9条の規定による届出は、川崎市災害遺児等福祉手当受給資格消滅届（第3号様式）によるものとする。

2 受給者は、申請書の記載内容に変更を生じたときは、川崎市災害遺児等福祉手当変更届（第4号様式）により、速やかに届け出なければならない。

(手当額の改定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による届出のうち児童数変更の届出を受けたときは、手当の額を改定し受給者に川崎市災害遺児等福祉手当額改定通知書（第5号様式）を交付する。この場合児童数が増となったときは、その届出のあった日の属する月から、減となったときは、減となった日の属する月の翌月から手当額を改定するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日規則第33号）

この改正規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月24日規則第94号）

この改正規則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第21号）

この改正規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月22日規則第96号）

（施行期日）

1 この改正規則は、昭和64年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第67号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の川崎市災害遺児等福祉手当支給条例施行規則、第3条の規定による改正前の川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則及び第4条の規定による改正前の川崎市霊堂条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市災害遺児等福祉手当申請書				
				年 月 日
(宛先)川崎市長		申請者 氏名		
次のとおり手当の支給を受けたいので申請します。				
申請者	住所	川崎市 区	郵便番号	電話
	ふりがな 氏名		生年月日	・ ・
	勤務先の名称		電話	
	振込希望口座	銀行 信用金庫 組合	支店	預金種目 口座番号 普通・当座
死亡した者	氏名			
	児童との続柄			
	死亡年月日	・	・	・ ・
重度障害となった者	氏名			
	児童との続柄			
	災害発生日	・	・	・ ・
	障害名			
	障害程度等級			
児童(18歳未満)	氏名	生年月日	学年又は職業	申請者との続柄
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
※受付年月日	※決定欄	支給開始年月	支給手当額	※備考
		年 月	月額 円	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 添付書類 (1) 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書  
 (2) 検案書若しくは医師の死亡診断書又は身体障害者手帳の写し  
 (3) 戸籍謄本  
 (4) 世帯全員の住民票の写し

**第2号様式**

川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書			
			年 月 日
様		川崎市長 印	
年 月 日付けで申請のあった手当については、次のとおり決定したので通知 します。			
受給者氏名			
受給者住所	川崎市 区		
決定番号	第 号		
決定年月日	年 月 日		
児童の氏名 及び生年月日	( . . 生)		
	( . . 生)		
	( . . 生)		
	( . . 生)		
	( . . 生)		
	( . . 生)		
手当支給額	月額 円		
支給開始年月	年 月		
振込口座	銀行 信用金庫 組合	支店	預金種目
			普通・当座
			口座番号

注 この決定通知書は、手当受給中保管してください。

**第3号様式**

川崎市災害遺児等福祉手当受給資格消滅届			
(あて先)川崎市長		年 月 日	
		届出人住所..... ふりがな 氏 名..... 電 話.....	
次のとおり手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。			
ふりがな 受給者氏 名		届出人との 続柄	
受給者住所	川崎市 区		
決定番号	第 号		
受給資格消滅理由	<input type="checkbox"/> 扶養する児童が死亡した。 <input type="checkbox"/> 扶養する児童が養子縁組により養子となった。 <input type="checkbox"/> 市の区域内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 婚姻した(父又は母の場合に限る。) <input type="checkbox"/> 保護者でなくなった。		
理由が発生した日	年 月 日		
特記事項			
※受付年月日	※備考		

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 受給資格消滅理由欄は、該当する□にレ印をつけてください。



第4号様式

川崎市災害遺児等福祉手当変更届				
(宛先)川崎市長		年 月 日		
		届出人住所..... ふりがな 氏 名..... 電 話.....		
次のとおり変更しましたので届け出ます。				
ふりがな 受給者氏 名		届出人と の続柄		
受給者住所	川崎市 区			
決定番号	第 号			
住 所	新	川崎市 区	郵便番号 電話	
	旧	川崎市 区		
氏 名	新			
	旧			
児 童 数	新	人		
	旧	人		
振 込 口 座	新	銀 行 信用金庫 組 合 支店	預 金 種 目	口 座 番 号
			普通・当座	
	旧	銀 行 信用金庫 組 合 支店	預 金 種 目	口 座 番 号
			普通・当座	
変 更 年 月 日	年 月 日			
※受付年月日	※備考			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 該当する変更欄のみ記入してください。
- 3 添付書類 住所氏名又は児童数の変更の場合は、世帯全員の住民票の写し
- 4 届出の際は、川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書を持参してください。

第5号様式

川崎市災害遺児等福祉手当額改定通知書						年 月 日	
様						川崎市長 印	
次のとおり手当の額を改定しましたので通知します。							
決定番号		第 号					
新たに対象となる児童		( . . 生)			( . . 生)		
対象とならなくなった児童		( . . 生)			( . . 生)		
改定前	児童数	人		改定後	児童数	人	
	支給手当額	月額	円		支給手当額	月額	円
改定年月		年 月					
決定年月日		年 月 日					
備考							

注 この改定通知書は、川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書とともに手当受給中保管してください。

#### 4 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱【こども未来局こども家庭課】

(平成8年3月1日付け7川民児第633号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2条）に定める川崎市災害遺児等援護事業基金を運用し、災害遺児等及びその家庭の福祉の増進を図るための事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、川崎市災害遺児等福祉手当支給条例（昭和44年川崎市条例11号）に定める手当の支給要件に該当し、受給者台帳に登載されている児童とする。

(事業)

第3条 基金から生ずる果実及び寄附金収入をもって、次の事業を行うものとする。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 小学校入学児童    | 5万円相当の祝金品を贈呈  |
| (2) 中学校入学児童    | 5万円相当の祝金品を贈呈  |
| (3) 中学校卒業児童    | 10万円相当の祝金品を贈呈 |
| (4) 上記に該当しない児童 | 1万円相当の祝金品を贈呈  |

(被贈呈者及び贈呈の時期)

第4条 この事業の被贈呈者及び贈呈の時期は別表によるものとする。

(贈呈の方法)

第5条 贈呈の方法は、郵送又はこれに準ずる方法をもって行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

改 正

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

改 正

この改正要綱は、平成7年4月1日から施行する。

別表

被 贈 呈 者	贈 呈 時 期	
	受給者台帳に登載された日	
第3条第1号、第2号及び4号に該当する児童	当該事由の発生する年度（以下[当該年度]という。）の前年度の3月末日まで	当該年度の4月
	当該年度の4月末日まで	当該年度の5月
第3条第3号に該当する児童	当該年度の2月末日まで	当該年度の3月
	当該年度の3月末日まで	当該年度の翌年度の4月